

第2次まいばら 福祉のまちづくり計画

第2次米原市地域福祉計画第3次米原市地域福祉活動計画



平成31年(2019年)3月 米 原 市 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進展から人口減少社会という言葉が叫ばれ、地域社会を取り巻く環境の変化が取り沙汰され、個人のライフスタイルが多様化しています。また、個人の生きがいや豊かさが重視される中、家庭や地域のふれ合い、支え合いが希薄化し、高齢者の介護や児童虐待問題、生活困窮や社会的孤立問題など、地域福祉課題が以前より多岐にわたり、複雑化しています。



さらに、大きな災害が頻発し、本市でも平成30年6月に竜巻災害が発生しました。このような背景から防災に対する関心も高まっ

ており、災害時における避難行動要支援者に対しての避難支援体制づくりも重要な課題となっています。

このように多様な問題を抱える地域社会において、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、「地域共生社会」の実現に向け、全ての人が支え合い、助け合う地域づくりの取組が求められています。

本市では、平成26年3月に地域福祉を推進するための総合的な推進指針である「地域福祉計画」と市民の行動計画である「地域福祉活動計画」を一体とした「まいばら福祉のまちづくり計画」を策定し、福祉施策の推進を図ってまいりました。

今回、第2次計画の策定に当たり、アンケート調査の実施やふくし座談会等を開催し、 地域福祉課題の解決に向けた取組について、多くの方に関わっていただきました。

新しい元号へと時代が引き継がれる中、この時代に生きる私たちは、第1次計画の基本理念である「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら」を継承しながら、基本目標に「ひとを育む」という視点を新たに追加し、みんな(主体)が一体となって、引き続き米原市が持つ市民力と地域力でつながり、支え合う福祉のまちづくりを進めてまいります。

結びに、計画の策定に御尽力を賜りました米原市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ふくし座談会に御参加いただきました皆様、アンケート調査等において貴重な御意見をいただきました市民ならびに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

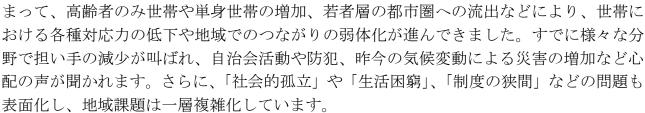
平成31年3月

米熱帳條後道律

はじめに

平成27年度に実施された国勢調査をもとに人口減少がより一層加速する数値が出され、本市においても団塊ジュニアが後期高齢者に到達する2040年頃に向けて、8,000人近い人口が減少し、地域社会の中心的な担い手が全体の5割程度になると予測されました。

子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが安心して暮らし続けたいと願う生活や経済活動の基盤である地域は、人口減少と相



このような状況から、今後、子育て支援、交通弱者支援と対策、増加傾向にあるとされる認知症への対応、空き家対策、看取りや祭事の継承、仕事づくりなど、多岐にわたって私たちが暮らす地域の果たす役割の重要性と期待は一層高まることが予想されます。

このたびのアンケートからは、地域住民同士の交流や接点づくり、高齢世帯への支援、 災害時の避難、自らの健康づくりなどに高い希望や意識が示される一方で、地域活動に参加しない理由として、家事や仕事で忙しい、地域活動に興味がないなどが挙げられました。

そこで、米原市社会福祉協議会は、社会状況の変化のスピードに遅れることなく地域の 困りごとを解決できるよう、専門性と積み上げてきた経験やネットワークをもとに、世代 や分野を超えて地域の人々や資源をつなぎながら、市民のみなさんと共にやりがいと楽し さを感じられる活動を通して、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりに 努める所存です。

結びに、計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました、米原市地域福祉計画推進会議委員のみなさんをはじめ、アンケートへの御協力やパブリックコメントを通して貴重な御意見をお寄せいただいた市民のみなさんに対し、心からお礼申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

会長 吉田正子

目次

第1章 まいばら福祉のまちづくり計画とは	. 1
1 この計画について	2
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	. 5
4 計画の策定方法	6
第2章 福祉のまちづくりの状況	. 7
1 統計から見るまちの姿	. 8
2 各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿	14
3 第1次計画の主な成果と現状	30
4 福祉のまちづくりに向けた課題のまとめ	35
第3章 福祉のまちづくりの考え方	
1 基本理念	
2 基本目標	38
3 施策体系	40
4 福祉圏域および各主体の役割について	41
	45
第4章 具体的な取組	
基本目標 I 顔の見えるつながりを深める	
(1) 福祉のこころを育みます	
(2)地域や人のつながりを深めます	
基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる	
(1)子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います	
(2) 身近な地域で支え合います	
基本目標皿 助け合い、支え合うひとを育む	
(1)地域の担い手を育みます	
(2)福祉人財を育みます	
基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる	
つながる仕組みを強化します	64
	6 7
第5章 計画の進め方	
1 連携・協働による計画の推進	
2 計画の広報・周知	
	ทบ

資料編	司 用	71
1	計画の策定経過	72
2	米原市地域福祉計画推進会議規則	73
3	米原市地域福祉計画推進会議委員名簿	74
4	地域の姿	75
5	田蓮解説	81

[※]平成 31 年 (2019 年) 中に改元が予定されていますが、新元号が決定していないため、本計画においては「平成 (西暦)」表記としています。

第1章 まいばら福祉のまちづくり計画とは

1 この計画について

(1)地域福祉とは

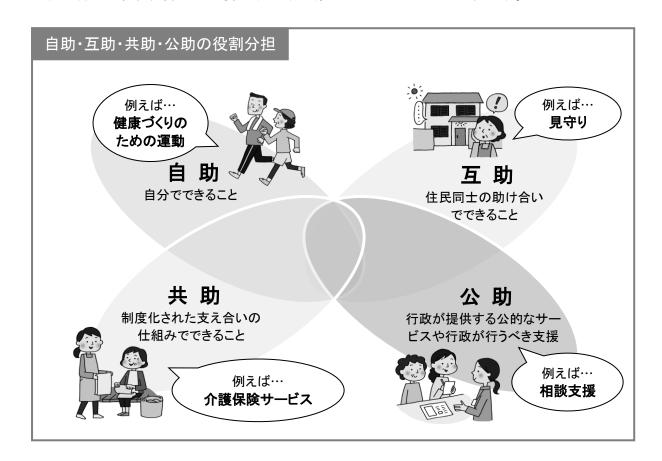
「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、困りごとを 抱えた特定の人に対するものという「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなってい ます。

一方、「地域福祉」とは、地域の様々な困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などが「自助」「互助」「共助」「公助」をうまく組み合わせて役割を分担し、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、まちづくりを進めることです。

様々な人々が暮らしている地域の中では、悩みや困りごとなどの課題も多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、近隣住民のちょっとした気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること(自助)、住民同士の助け合いでできること(互助)、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること(共助)、行政が提供する公的なサービスや行政が行うべき支援(公助)、この「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と連携の下で課題解決をしていくことが大切です。



(2) 計画策定の趣旨

近年、人口減少・少子高齢化の進行やひとり暮らし高齢者の増加、社会環境やライフスタイルの変化などによる地域におけるつながりの希薄化を背景に、自治会等への未加入者の増加や生活困窮者の問題、虐待やひきこもりなど制度の狭間にある課題が生じています。

また、頻発する自然災害に対する地域での対策や、高齢化に伴い移動手段が限られることにより買い物難民が発生するなど、住み慣れた地域における日常生活への不安も高まっています。

このような人口減少・少子高齢化に伴う課題や地域の福祉課題・生活課題等に対応するため、国では、関連する法律の制定・改正などが進められています。

さらに、地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現に向けた取組が必要とされています。そのため、地域住民や関係機関、団体、行政等、地域を挙げて福祉課題・生活課題に関する取組を進めていくことが必要となります。

本市では、平成25年度(2013年度)に、「第1次米原市地域福祉計画」と「第2次米原市地域福祉活動計画」を一体とした『まいばら福祉のまちづくり計画』を策定し、米原市に関わる全ての主体が地域福祉の理念と目標を共有し、それぞれが果たすべき役割を発揮しながら、総ぐるみで福祉のまちづくりを進めてきました。

この度、平成30年度(2018年度)に計画期間が終了することから、これからも自分らしく、心豊かに、安心して暮らせるまちを目指すため、市民をはじめ地域の多様な主体の声に寄り添い、「第2次まいばら福祉のまちづくり計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、行政と地域住民や社会福祉協議会をはじめとした民間の各種団体・機関が連携を強化し、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。

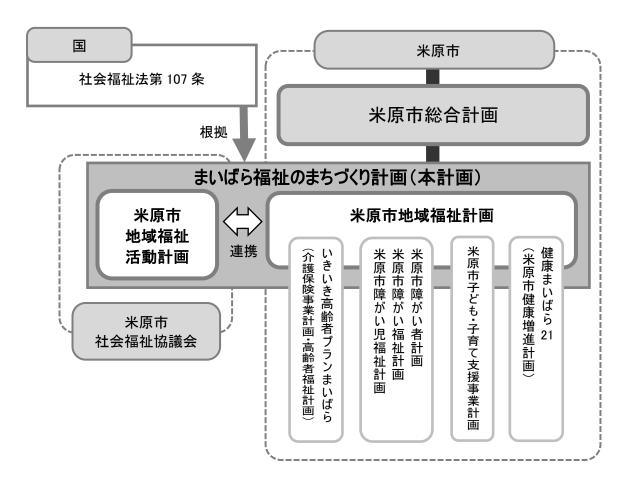
地域福祉計画

社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める行政の計画です。

地域福祉活動計画

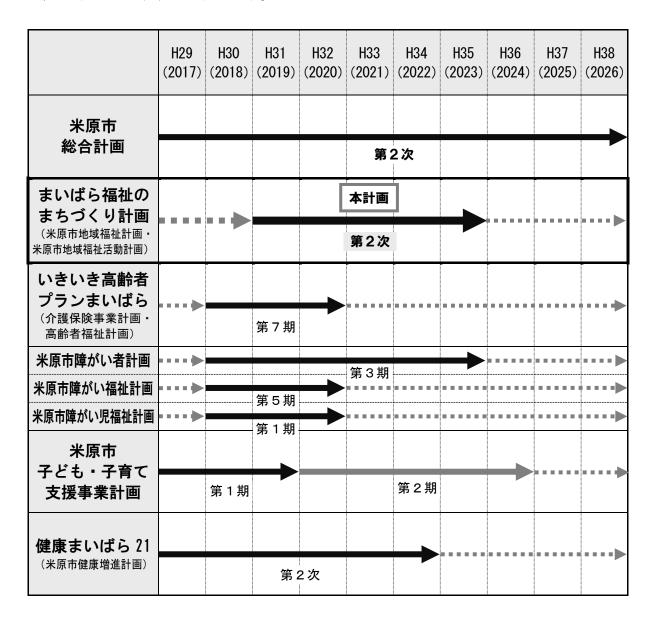
地域住民や各種団体・機関などとの協働で策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

また、本計画は、「米原市総合計画」の基本理念に基づき、「いきいき高齢者プランまいばら(介護保険事業計画・高齢者福祉計画)」「米原市障がい者計画・米原市障がい福祉計画・ 米原市障がい児福祉計画」「米原市子ども・子育て支援事業計画」等の各福祉計画の上位計画 とし、関連計画と考え方などの整合性を図りながら推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 米原市地域福祉計画推進会議等の開催

本計画の策定に当たり、各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者や関係 団体、関係機関、公募市民などから構成される「米原市地域福祉計画推進会議」において協 議を行いました。

また、関係課との調整を図り、多岐にわたる福祉施策について検討するため、「米原市庁内等ワーキングチーム会議」において現状の把握、課題の抽出および計画原案の作成を行いました。

(2) 各種調査の実施

本計画の策定に当たり、市民や福祉事業者等の福祉に対する考えや地域活動への参加状況、 意見等を把握するため、一般市民(20歳以上)および市内で活動している福祉事業所を対象 にアンケート調査を実施しました。

また、福祉に対する考え等を幅広く聴くため、子育て中の保護者や市内にお住まいの障がいのある人に支援活動を展開している団体等に対して、ヒアリング調査(アンケート調査)を実施しました。

(3) ふくし座談会の開催

地域における課題等を把握するとともに、課題の解決方法や取組を充実させるためのアイデアを得るため、市民や関係機関・団体などを対象に、ワークショップ形式のふくし座談会(意見交換会)を地域(山東・伊吹・米原・近江)ごとに行いました。

(4) 社会福祉大会の開催

社会福祉大会において、本市の地域福祉を取り巻く状況について、各団体の活動報告や意 見交換を通じて市民と課題を共有するとともに、本計画素案の中間報告を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

広く市民などから意見を聴き、本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 福祉のまちづくりの状況

1 統計から見るまちの姿

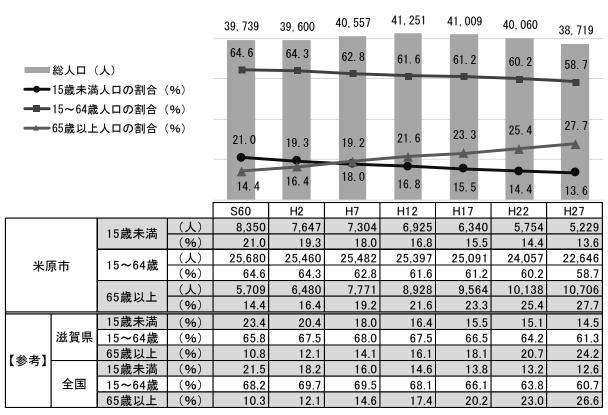
(1)人口・世帯の状況

① 総人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成2年(1990年)から平成12年(2000年)までは増加していましたが、その後減少に転じ、平成27年(2015年)には38,719人と、平成17年(2005年)と比較すると10年間で約2,300人減少しています。

また、年齢3区分別人口を見ると、急速に少子高齢化が進んでおり、平成7年(1995年)を境に、15歳未満の年少人口の割合と65歳以上の高齢者人口の割合が逆転し、平成27年(2015年)には年少人口割合が13.6%、高齢者人口割合が27.7%となっています。

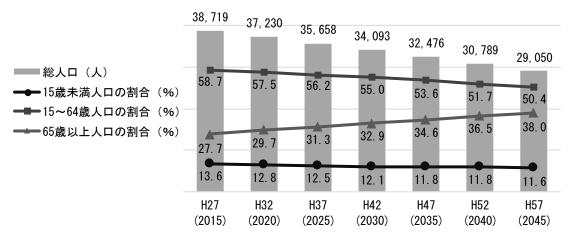
■総人口と年齢3区分別人口割合の推移



※総人口には「不詳」を含むため、年代別の人口を合計しても総数と一致しない。 割合は、分母から不詳を除いて、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にな らないことがある。

資料:国勢調査

【参考】将来人口と年齢3区分別人口割合の推計



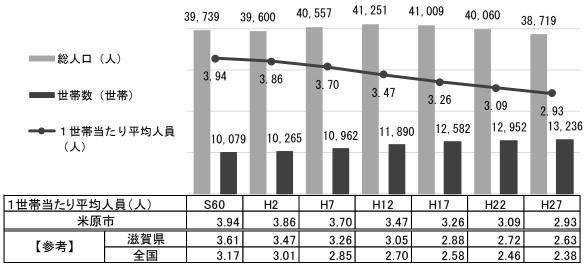
※H27 は国勢調査による実績値

資料:国立社会保障・人口問題研究所(H30推計)

② 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、平成 27 年 (2015 年) には 13,236 世帯と増加を続けています。 一方で、1 世帯当たり平均人員は減少を続けており、平成 27 年 (2015 年) には 2.93 人となっています。

■世帯数と世帯規模の推移



※世帯数、1世帯当たり平均人員には、一般世帯だけでなく施設等の世帯も含む。

資料:国勢調査

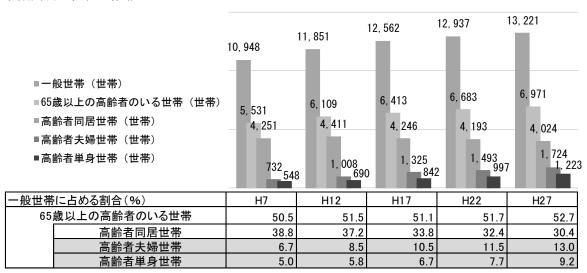
(2) 支援が必要な人の状況

① 高齢者の状況

高齢者世帯の状況を見ると、平成 27 年 (2015 年) には 6,971 世帯と、一般世帯の半数以上が 65 歳以上の高齢者がいる世帯となっています。

特に、高齢者のみの世帯である高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加を続けています。

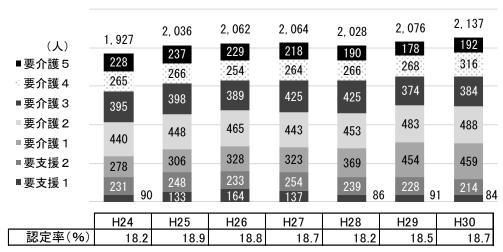
■高齢者世帯数の推移



※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の世帯 資料: 国勢調査

要介護(要支援)認定者数の推移を見ると、増加傾向にあり、特に「要介護1」「要介護2」「要介護4」が増加しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことにより、平成28年(2016年)以降、「要支援1」「要支援2」が減少傾向にあります。

■要介護(要支援)認定者数の推移

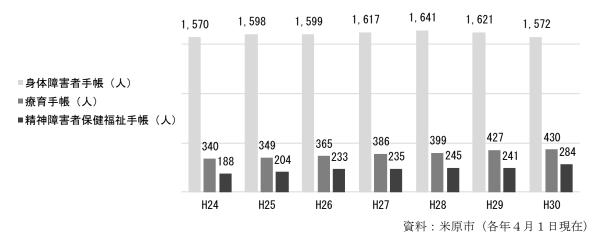


※認定率は、第1号被保険者に対する65歳以上の要介護・要支援認定者の割合 資料:介護保険事業状況報告(各年9月末現在)※H30は暫定値

② 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、「身体障害者手帳」では平成28年(2016年)以降減 少傾向にあり、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」では増加傾向にあります。

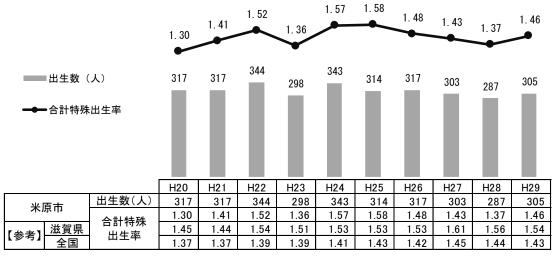
■障害者手帳所持者数の推移



③ 子ども・子育ての状況

出生数の推移を見ると、300人前後で増減を繰り返していますが、平成28年(2016年)には287人と最も少なくなっています。

■出生数と合計特殊出生率の推移



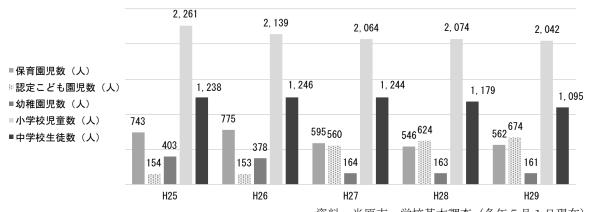
資料: H25 までは米原市人口ビジョン、 H26 以降は人口動態統計および住民基本台帳を基に算出

市内の教育・保育施設に通う子ども数の推移を見ると、認定こども園の開園に伴い、保育園・幼稚園の園児数は平成26年(2014年)から平成27年(2015年)にかけて大きく減少していますが、認定こども園児数は平成27年(2015年)から平成29年(2017年)にかけて増加傾向にあります。

小学校および中学校に通う子どもの数は減少傾向にあります。

子どもの数が減少傾向にある中、幼児期における教育・保育施設の利用者数は増加傾向にあります。

■市内の教育・保育施設に通う子ども数の推移

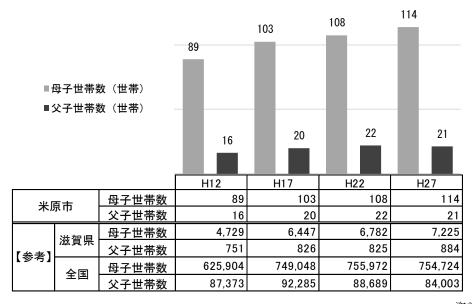


資料:米原市、学校基本調査(各年5月1日現在)

④ ひとり親世帯の状況

母子世帯数、父子世帯数の推移を見ると、母子世帯数は増加を続けており、平成 27 年 (2015年) は 114 世帯と、平成 12 年 (2000年) と比較すると 25 世帯増加しています。

■母子世帯数および父子世帯数の推移

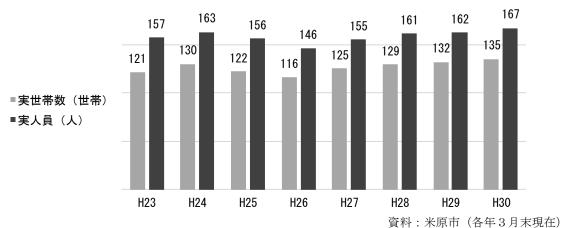


資料:国勢調査

⑤ 生活保護の状況

生活保護受給世帯数、受給者数の推移を見ると、平成 26 年 (2014 年) 以降、共に増加を続けており、平成 30 年 (2018 年) は 135 世帯、167 人と、平成 26 年 (2014 年) と比較すると 19 世帯、21 人増加しています。

■生活保護受給者等の推移





【姫ママル ホタルン 源氏パパル】



※H30 は8月末現在

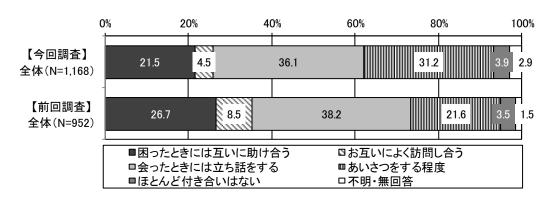
2 各種調査やふくし座談会等から見るまちの姿

(1) 市民アンケート調査結果の概要

① あなたは、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つに〇)

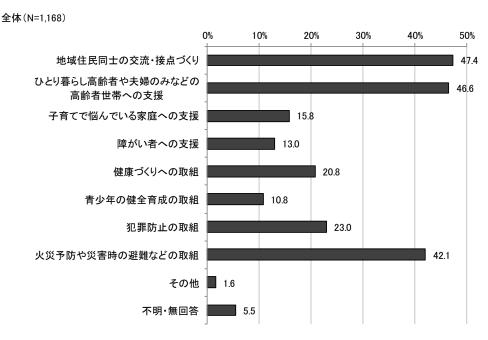
近所付き合いについて見ると、「会ったときには立ち話をする」が 36.1%、「あいさつをする程度」が 31.2%、「困ったときには互いに助け合う」が 21.5%と続いています。

前回調査と比較すると、「困ったときには互いに助け合う」が 5.2 ポイント低くなっているのに対して、「あいさつをする程度」が 9.6 ポイント高くなっています。



② 地域の人達が協力して取り組んでいくことが必要な問題は、次のうちどれだと思いますか。 (3つまで〇)

地域の人との協力が必要な取組について見ると、「地域住民同士の交流・接点づくり」が 47.4%、「ひとり暮らし高齢者や夫婦のみなどの高齢者世帯への支援」が 46.6%、「火災予防や災害時の避難などの取組」が 42.1%と続いています。

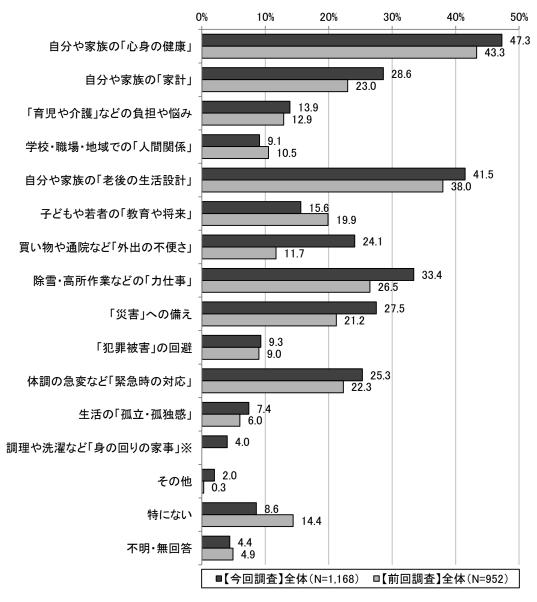


※回答結果は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100%にならない場合がある。

③ あなたは、日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはありますか。 (あてはまるもの全てに〇)

日々の生活で困っていること、悩みや不安に感じていることについて見ると、「自分や家族の「心身の健康」」が 47.3%、「自分や家族の「老後の生活設計」」が 41.5%、「除雪・高所作業などの「力仕事」」が 33.4%と続いています。

前回調査と比較すると、「学校・職場・地域での「人間関係」」「子どもや若者の「教育や将来」」「特にない」以外は高くなっています。特に「買い物や通院など「外出の不便さ」」が12.4 ポイント高くなっています。

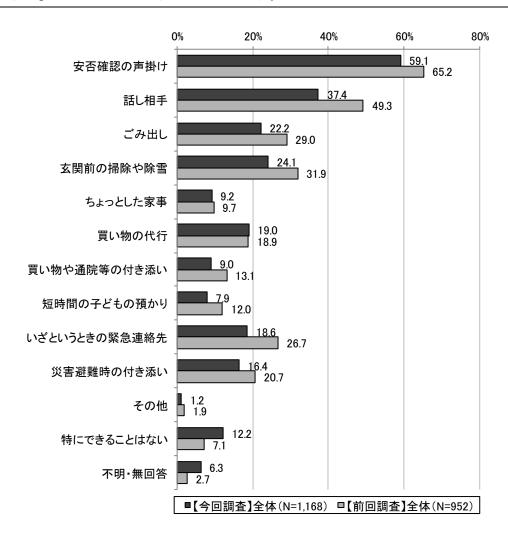


※前回調査では項目なし。

④ あなたは、ご近所に困っている人がいるとき、どのようなことができますか。(あてはまるもの全てに〇)

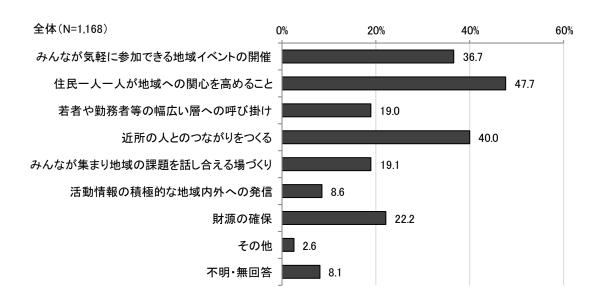
困っている人がいるとき、できることについて見ると、「安否確認の声掛け」が 59.1%、「話し相手」が 37.4%、「玄関前の掃除や除雪」が 24.1%と続いています。

前回調査と比較すると、「買い物の代行」「特にできることはない」以外は低くなっており、特に「話し相手」が 11.9 ポイント低くなっています。



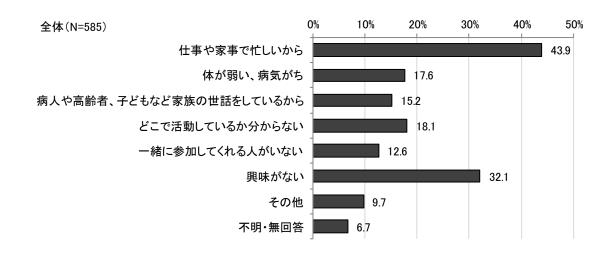
⑤ 地域の住民自治活動を活発にするためには、主に何が必要だと思いますか。(3つまで〇)

住民自治活動を活発にするために必要なことについて見ると、「住民一人一人が地域への関心を高めること」が47.7%、「近所の人とのつながりをつくる」が40.0%、「みんなが気軽に参加できる地域イベントの開催」が36.7%と続いています。



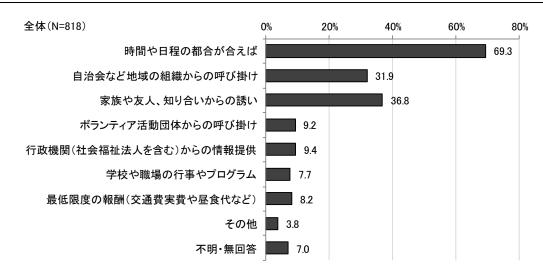
⑥ 地域活動に参加したくない理由は何ですか。(3つまで〇)

地域活動に参加したくない理由について見ると、「仕事や家事で忙しいから」が 43.9%、「興味 がない」が 32.1%、「どこで活動しているか分からない」が 18.1%と続いています。



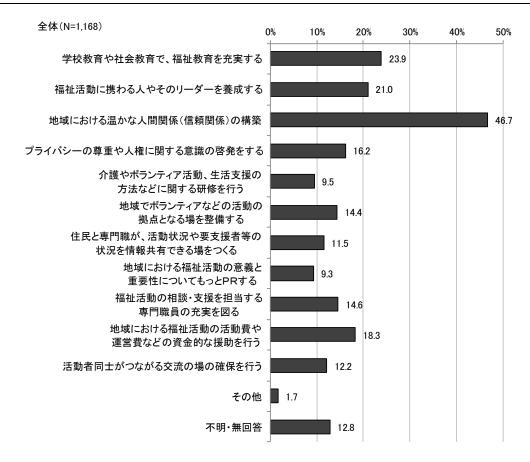
⑦ どのような機会があれば地域活動に参加したいと思いますか。(3つまでO)

参加してみたいと思う機会について見ると、「時間や日程の都合が合えば」が 69.3%、「家族や 友人、知り合いからの誘い」が 36.8%、「自治会など地域の組織からの呼び掛け」が 31.9%と続いています。



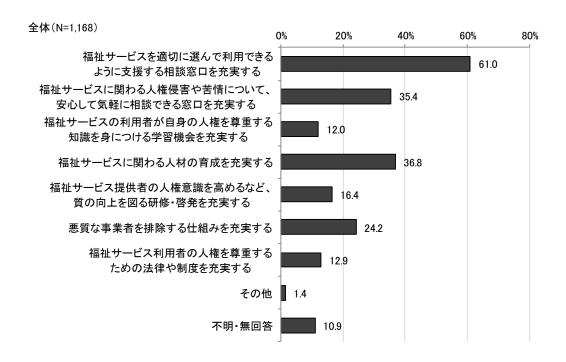
⑧ 地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでO)

助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要だと思うことについて見ると、「地域における温かな人間関係(信頼関係)の構築」が 46.7%、「学校教育や社会教育で、福祉教育を充実する」が 23.9%、「福祉活動に携わる人やそのリーダーを養成する」が 21.0%と続いています。



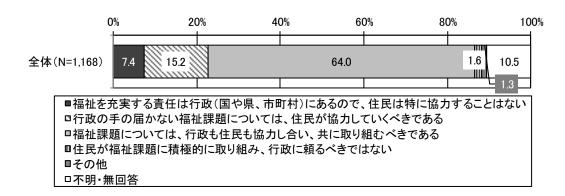
⑨ あなたは、子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするため、どのようなことを充実すべきだと思いますか。(3つまで〇)

子育てや高齢者、障がいのある人に関するサービスを安心して利用できるようにするために充実すべきことについて見ると、「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口を充実する」が61.0%、「福祉サービスに関わる人材の育成を充実する」が36.8%、「福祉サービスに関わる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口を充実する」が35.4%と続いています。



⑩ あなたは、福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係についてどのように考えますか。(最も近い考え方1つに〇)

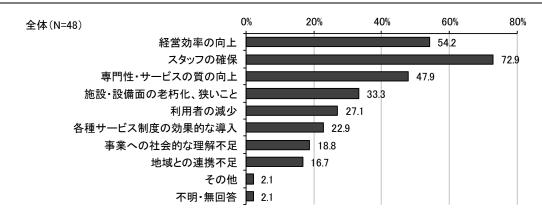
福祉を充実させる上での行政と地域住民の関係について見ると、「福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が 64.0%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」が 15.2%、「福祉を充実する責任は行政(国や県、市町村)にあるので、住民は特に協力することはない」が 7.4%と続いています。



(2) 福祉事業所アンケート調査結果の概要

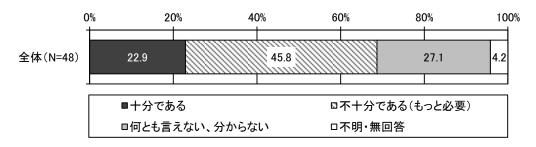
① 事業運営上の主な課題をお聞かせください。(1つに〇)

事業運営上の主な課題について見ると、「スタッフの確保」が 72.9%、「経営効率の向上」が 54.2%、「専門性・サービスの質の向上」が 47.9%と続いています。



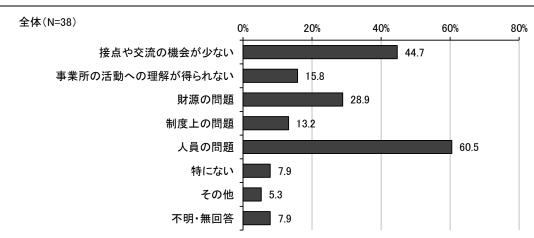
② 施設(事業所)と地域との交流・連携は、十分だと思いますか。(1つに〇)

施設(事業所)と地域との交流・連携は、十分だと思うかについて見ると、「不十分である(もっと必要)」が45.8%、「何とも言えない、分からない」が27.1%と続いています。



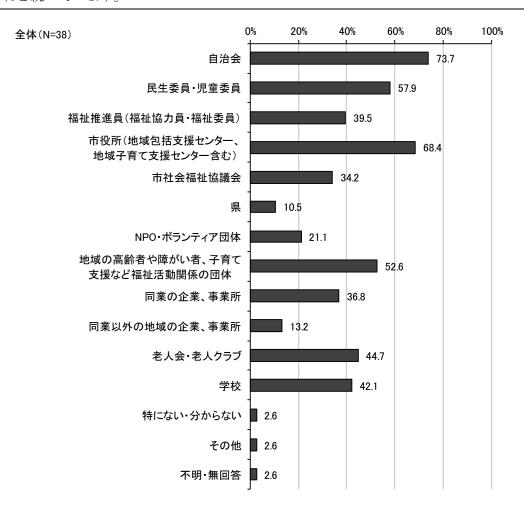
③ 地域福祉の推進や地域づくりを目的として、地域の関係機関・団体、専門職などと連携・協力を進めるに当たって、問題となることは何ですか。(あてはまるもの全てに〇)

地域の関係機関・団体、専門職などと連携・協力を進めるに当たって、問題となることについて見ると、「人員の問題」が 60.5%、「接点や交流の機会が少ない」が 44.7%、「財源の問題」が 28.9%と続いています。



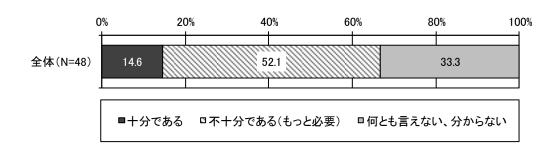
④ 地域福祉の推進や地域づくりで特に連携を深めたい先はどこですか。 (あてはまるもの全てに〇)

地域福祉の推進や地域づくりで特に連携を深めたい先について見ると、「自治会」が73.7%、「市役所(地域包括支援センター、地域子育て支援センター含む)」が68.4%、「民生委員・児童委員」が57.9%と続いています。



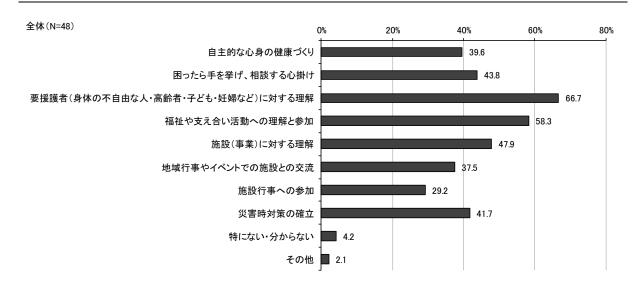
⑤ 事業所内だけでは解決できない問題(社会的・複合的な問題、家族の問題等)の解決について、困難ケースの解決体制は現状で十分だと思いますか。(1つに〇)

困難ケースの解決体制は現状で十分だと思うかについて見ると、「不十分である(もっと必要)」が 52.1%、「何とも言えない、分からない」が 33.3%と続いています。



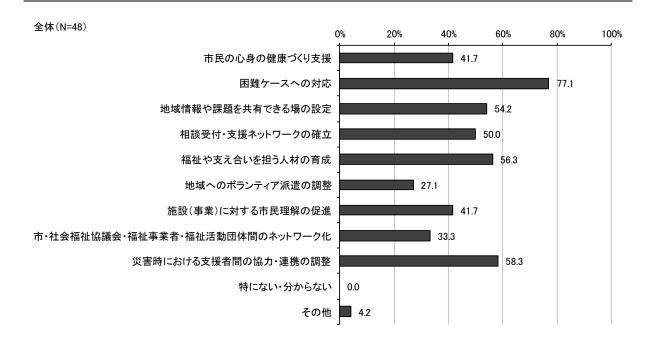
⑥ 貴事業所が活動する中で、市民や地域に期待・希望することは何ですか。 (あてはまるもの全てに〇)

活動する中で、市民や地域に期待・希望することについて見ると、「要援護者(身体の不自由な人・高齢者・子ども・妊婦など)に対する理解」が 66.7%、「福祉や支え合い活動への理解と参加」が 58.3%、「施設(事業)に対する理解」が 47.9%と続いています。



⑦ 貴事業所が活動する中で、市や市社会福祉協議会に期待することは何ですか。 (あてはまるもの全てに〇)

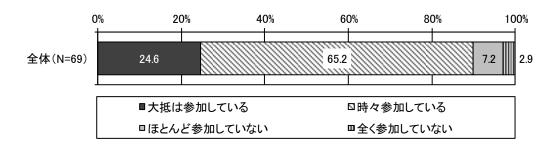
活動する中で、市や市社会福祉協議会に期待することについて見ると、「困難ケースへの対応」が 77.1%、「災害時における支援者間の協力・連携の調整」が 58.3%、「福祉や支え合いを担う人材の育成」が 56.3%と続いています。



(3) 子育て世代アンケート調査結果の概要

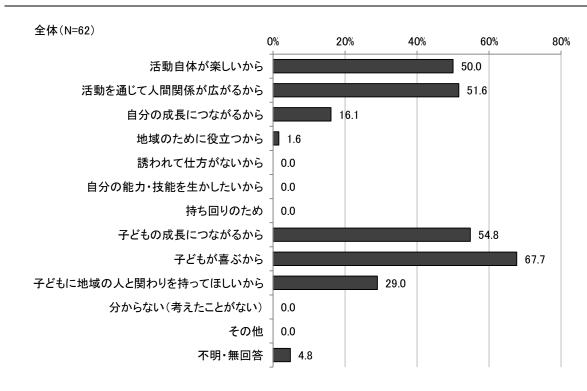
① あなたはお住まいの地域のいろいろな行事や活動にどの程度参加されていますか。(1つに〇)

地域の行事や活動への参加状況について見ると、「時々参加している」が65.2%、「大抵は参加している」が24.6%、「ほとんど参加していない」が7.2%と続いています。



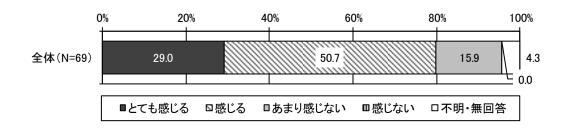
② 地域のいろいろな行事や活動に参加している理由は何ですか。(あてはまるもの全てに〇)

参加している理由について見ると、「子どもが喜ぶから」が 67.7%、「子どもの成長につながるから」が 54.8%、「活動を通じて人間関係が広がるから」が 51.6%、「活動自体が楽しいから」が 50.0%と続いています。



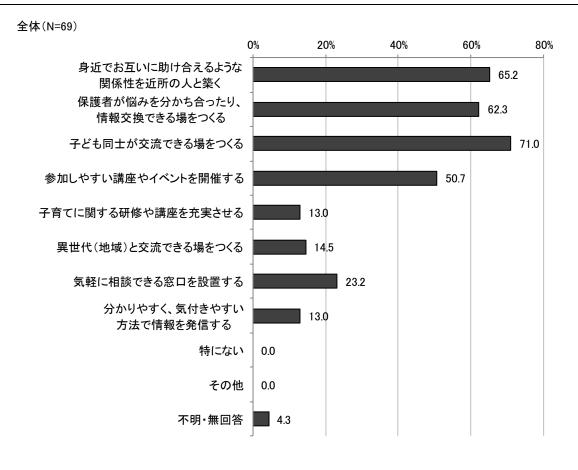
③ あなたは御自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。(1つに〇)

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについて見ると、「感じる」が 50.7%、「とても感じる」が 29.0%、「あまり感じない」が 15.9%と続いています。



④ 地域で安心して子育てをしていくために、特に必要だと思うことについて教えてください。 (3つまで〇)

地域で安心して子育てをしていくために、特に必要だと思うことについて見ると、「子ども同士が交流できる場をつくる」が 71.0%、「身近でお互いに助け合えるような関係性を近所の人と築く」が 65.2%、「保護者が悩みを分かち合ったり、情報交換できる場をつくる」が 62.3%と続いています。



(4) 障がい者団体ヒアリング調査結果の概要

①団体の課題、課題解決の取組

- ・「リーダーや後継者の育成」、「市民や活動対象者のニーズ把握」、「活動に対する地域住民 の関心が希薄」、「地域や他団体等との交流機会の不足」が主な課題となっている。
- ・他の障がい者団体や民生委員・児童委員などの関係機関、障がいのある子どもの保護者、 手話講座の受講生などとの交流活動や交流機会の確保が必要

② 地域活動への参加、地域との交流に関する課題

- ・地域活動や健康づくりの活動に参加したいが、障がいのある人への支援が不足しており 参加が難しい。
- ・地域活動に参加する際、障がいのある人への緊急の連絡方法の検討が必要

③ 地域の居場所づくりに関する課題

- ・障がいによりコミュニケーションがとりにくいため、障がいのある人が集える居場所が 限られている。
- ・障がいのある人が地域の居場所に参加しやすいよう、障がいに対する地域住民の理解や 参加しやすい雰囲気づくりが必要

④ 地域における支え合い、助け合いの活動に関する課題

・障がいに対する地域住民の理解が進んでおり、訪問や協力をしてもらっているが、中に は理解が不足していると思われることもあるため、障がいのある人と地域住民が接する 機会を増やすことで、支え合い、助け合いが更に生まれるのではないか。

⑤ 地域における安全確保の取組に関する課題

- ・家族に支援を頼ることが多く、災害時に自分一人では避難ができない。
- ・避難行動要支援者名簿や防災アプリの登録は行っているが、災害時にどのような支援が あるのか分からない。
- ・障がいのため、災害時の避難生活に不安がある。

⑥ 地域福祉全般について

- ・障がいにより口頭での会話ができないため、まいちゃん号の帰りの予約ができない。
- ・買い物をするお店に手話ができる人を増やしてほしい。
- ・障がいのある人への理解促進のための啓発活動が必要
- ・障がいのある人の立場に立った気配りをお願いしたい。
- ・障がいのある子どもを持つ親同士が悩みや情報を交換できる場所や、子どもの将来を話 し合える場所をつくっていきたい。

(5) 福祉団体等ヒアリング調査結果の概要

(当事者団体長会議、福祉団体長会議、権利擁護センター運営協議会)

分類	地域の課題
	・サロン等に出て来ない人に対してどう関わるかが課題
地 域	・同居者がいても孤立している人がおり、声を掛けにくい。
6	・防災アプリを使えない人や連絡できない人が情報を得る手段が少ない。
のつなが	・サロンの中にすでにグループができていて、新しく参加しにくい。
9,	・障がいのある人が安心して集まれる場所が少ない。
居場	・地域に居場所がないために介護サービスを使う人がいる。
場 所	・災害に対する自治会を中心とした住民の力の結束や復興支援が必要
	・地域に無関心な住民が多い。
	・見守りや安否確認の声掛けで訪問したいが、家に入りにくく、親戚や家族との連携が
	必要
安	・個人情報が課題となって連絡がとれないことがある。
安全・安心、	・子どもだけで留守番しているときに災害が起こると誰が支援してくれるのか。
安心	・耳が聞こえないと雨の音や防災無線が聞こえず、誰が誘導してくれるのか分からない。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・災害時に取り残されてしまう障がいのある人や高齢者をどうするか。
生 活·	・自閉症の子どもなどは避難所に居場所を見つけづらい。
相談	・相談場所への移動手段がない高齢者世帯が多い。
相談支援	・経済的に困っている人は移動支援を利用しにくい。
援	・専門職でもどこに相談すればよいか分からない。
	・発達障がいにおけるコミュニケーションの支援や、権利擁護や意思決定支援も課題
	・認知症や障がいに対する地域の理解が低い。
地域	・手話通訳者や後見人が不足している。
活	・活動によっては参加しにくいものがある。
域活動や福	・自治会活動への参画が不十分
福 祉	・仕事をしている若い世代は忙しく、地域活動や福祉に無関心
の知	・役員等のなり手が少なく、活動が難しくなってきている。
の担い手	・自治会では地域行事に追われて余力がない。
	・個人情報の共有の在り方が重要
連 携	・サービスが多様化し、専門化してきた。
の休	・災害時に情報弱者が情報を得られるための体制が整っていない。
制	・つなぎ先が分からないことが多い。
の体制づくり	・地域内の組織が縦割り活動になっている。
Ŋ	・縦割りでは収まらない、多様化・複雑化する家庭等の課題が増えてきた。

(6) ふくし座談会からの主なご意見

分類		感じていること、困っていること、身の回りの活動(取組)
	生活	・移動手段の確保が難しく、外出支援が必要。高齢運転者が心配
		・買い物難民の発生。簡単な日常生活支援が必要
		・近所に力仕事等を頼みにくい。
		・移動販売や老人クラブの清掃活動が行われている。
		・要介護認定者や老老介護、老障介護、認知症の増加
	介護	・在宅介護や看取りが難しい。家族の介護疲れやストレスの解消が必要
		・要支援者の見守りが不十分。日常的な支援が必要
		・インフォーマルサービスの周知が必要
		・施設入居者への対応強化や介護サービス未利用者への支援が必要
		・ご近所による高齢者の預かりや見守りが必要
高齢者		・サロンや配食をきっかけとした見守りの拡充が必要
者		・見守り活動への理解の促進が必要
	見守	・高齢者の情報共有が必要
	す り	・相談者がいない。
		・住民同士の見守り合いや、各種団体、民生委員・児童委員の見守り、訪問活動が行わ
		れている。
		・民間サービスの安否確認システムや地域での共助システムがある。
		・高齢者の居場所づくり、対象者の拡大、交流の場の確保が必要
	居	・サロン会場のバリアフリーや送迎問題への対応、不参加者への支援が必要
	居場	・交流機会や参加者の減少。参加者の固定化。男性が少ない。老人クラブの活性化が必要
	所	・住民の自主的な参加が少なく、関心・理解がない。
		・お茶の間やサロン等の居場所づくりが盛んに行われている。
		・障がいのある人への関わり方が分かりにくい。住民の理解不足
	章が、ハ	・障がいのある人の働く場所の確保が必要。外出しやすい環境が未整備
l	, \ D	・障がいのある人の生活費、休日の過ごし方への支援が必要
4	りある人	・障がいのある人の情報やつながりがない。
	ه ا	・障がいのある子どもの将来の地域生活が不安
·		・障がいのある人と一緒に移動販売を行っている。





分類	感じていること、困っていること、身の回りの活動(取組)
子ども・子育て	・若い住民が少なく、親同士がつながりにくい。育児を相談できる人がいない。
	・親子の時間が減少
	・子どもの貧困問題、不登校
も・	・子どもの交流機会の減少。子ども会の消滅。放課後児童クラブの利用により地域に子どもがいない。
育	・安心して遊べる環境が少ない。
て	・スクールガード、登下校の見守りやあいさつ運動の取組が進められている。
	・子ども食堂や子育てサークルがある。
ŧя	・人手不足により活動の負担が大きく、団体活動の維持が困難
担い	・担い手や役員、協力者の不足。福祉人材の不足。老人クラブの会員が少ない。
手	・若い人が地域に帰ってこない。
	・集う機会や場の減少。地域との接点がない。若者と地域とのつながりが少ない。
	・男性の交流機会が少ない。他地域との交流が少ない。
	・近所付き合いの希薄化。地域に無関心な住民の増加
_	・助け合いの意識に地域差がある。
つながり	・ボランティアへの無関心者の増加、参加者の減少
がり	・地域の情報が不足。個人情報保護の壁
	・近所の困りごと支援やあいさつ運動に取り組んでいる。
	・地域交流会が盛ん。学区のつながりが強い。住民が熱心。良い人が多い。
	・昔からの近所の助け合いが続いている。
	・施設利用者と一緒に地域の行事に参加している。
	・自治会内の交流や情報が不足
	・役員の負担が大きい。自治会活動が多忙
	・自治会活動の改善が進まない。活動が継続・定着しない。
自治会	・自治会の担い手不足。地域活動の参加者の減少。行事の維持が困難
	・仕事で自治会活動や行事に参加できない。
	・自治会活動の活性化や参加率向上、運営の省力化が必要
	・見守りや除雪活動に取り組んでいる。
	・運動会や地域の清掃活動の実施





分類	感じていること、困っていること、身の回りの活動(取組)
	・福祉マップの作成が進まない。福祉活動の拠点がない。
	・1つの家庭内に複数の問題が絡んでいる。住民の困りごとは個別対応が必要
	・福祉に関心が薄い。幼い頃からの福祉体験が大切
倍 祉	・ボランティア活動者の活躍の場づくりが必要
福 祉 活 動	・行政や各機関、専門職の連携不足
3/)	・要支援者の状況が分かりづらい。福祉制度やサービスが複雑で利用しにくい。
	・福祉会サロン、女性サロンなどが自治会に設置された。
	・傾聴ボランティア、募金、ベルマーク集めを行っている。
健	・自分自身や家族の健康が心配。運動不足。健診の受診勧奨が必要
康	・認知症への理解不足。認知症に関する相談先の周知が必要
健康•医療	・病院や専門医が少ない。
凉	・健診未受診者へ訪問を実施。健康推進員による受診勧奨に取り組んでいる。
	・防災訓練が障がいのある人に目を向けられていない。
	・台風等による豪雨災害や河川の増水に対する不安
	・福祉マップの見直しができていない。支援体制が未検討
防	・近所とのつながりが少ないので、災害時の助け合いが心配
防災·防犯	・新しい防災制度やシステムの使い方が分からない。
犯	・情報弱者に情報が届きにくい。ひとり暮らしの人への防災情報の伝達方法が分からない。
	・防犯対策(子ども、高齢者)の強化が必要。地域のつながりが弱いと防犯面が心配
	・午前8時と午後3時に子ども達を見守る「8・3運動」を実施している。
	・自主防災組織による要支援者を交えた避難訓練を実施している。
	・身近に買い物できる商店等がない。
	・運転免許返納後の移動手段、雪対策や積雪時の移動支援が必要
	・利用しやすい福祉車両や停留所までの移動支援が必要
н-	・ごみ捨て支援が必要
活	・情報弱者の増加。情報が伝わりにくい。
生 活 環 境	・通学路の安全確保が必要。バリアフリーが進んでいない。
况	・荒れた田畑や川沿いの草木の管理に困っている。
	・空き家の増加。管理できていない空き家対策・活用が必要
	・近所の協力によるごみ出しが行われている。
	・まいちゃん号や移動販売車により買い物が便利になった。





3 第1次計画の主な成果と現状

(1) 基本目標 I つながりを深める取組の充実

①福祉の基礎を磨きます

【社会潮流】

●平成28年(2016年)に「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別を解消するため、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務などが定められました。

【福祉・人権・共生を学ぶ機会の充実】

- ●出前講座や地域福祉懇談会、社会福祉大会等の開催に向けて、地域や団体への働き掛けなどが行われています。また、自治会に対する福祉の意識付けが行われており、地域福祉懇談会の開催自治会数や参加者数は増加傾向にあります。
- ●小中学校の総合的な学習の時間や特別活動等を利用して、人権学習や人権講演会が実施されています。また、一部の学校では福祉体験学習が行われています。
- ●人権を考えるつどい等の講演会や街頭啓発、ハートフル・フォーラム等を通した市民の人権意識の高揚が図られています。また、人権リーダーを育成するため、地域人権リーダー研修会が開催されており、参加者数は増加傾向にあります。さらに、人権尊重のまちづくり審議会や男女共同参画審議会の開催、多文化共生に向けた外国籍市民への支援など、人権行政の総合的な推進が行われています。

②地域や人のつながりを深めます

【社会潮流】

●地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現が求められています。

【地域社会への参加の推進】

- ●高齢者の居場所づくりや見守り活動等に関する情報提供、相談支援、活動費の補助等が行われるとともに、関係機関に対してサロンの開催状況の情報提供が行われています。
- ●児童の登下校の時間帯となる午前8時と午後3時に子ども達を見守る「8・3運動」が地域を挙げて行われています。
- ●市職員が地域の一員となって自治会と地域課題の解決に取り組む「地域担当職員制度」の 実施や、まちづくり委員会立ち上げのための財政的支援が行われています。
- ●地域お茶の間創造事業を実施する団体への支援が行われており、地域における住民の居場所づくりが展開されています。

(2) 基本目標Ⅱ 暮らしを支える活動の充実

①身近な地域で支え合います

【社会潮流】

●「地域共生社会」を実現するため、住民が主体的に地域課題を把握し、課題の解決を試み る体制づくりが求められています。

【支え合い、寄り添い合う活動の推進】

- ●地域福祉推進員(コミュニティソーシャルワーカー)が4地域に配置され、自治会単位の 懇談会や活動支援を目的とした講座、生活支援活動等の情報提供や活動支援、提案が行わ れています。また、地域支え合いセンターに生活支援コーディネーターが配置され、地域 の居場所づくりや支え合い活動の支援、移動販売などの新たなサービス提供に向けたマッ チングが行われています。福祉推進員等を設置している自治会数は増加傾向にあります。
- ●住民主体の訪問サービスが、シルバー人材センターのほか、3団体で実施されています。

②一人一人に寄り添います

【社会潮流】

- ●貧困世帯や、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯(8050問題)、 育児と介護が同時に発生する世帯(ダブルケア)など、多様化・複雑化した課題への総合 的な相談支援体制が求められています。
- ●平成26年(2014年)施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や平成30年(2018年)改正の「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者やその世帯が地域社会から孤立せず、自立した生活を送るとともに、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、地域の総合的な支援体制を構築し、自立を促進するための支援が求められています。
- ●平成 28 年 (2016 年) に「自殺対策基本法」が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、自殺対策の取組が進められています。
- ●平成 28 年 (2016 年) に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、罪を犯した人が社会から孤立することなく円滑に社会復帰できるよう、適切な指導や支援を行うことが求められています。
- ●平成 28 年 (2016 年) に「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立 支援まで一連の対策の更なる強化を図ることが求められています。

【相談しやすい環境づくり】

- ●障がい者相談支援事業所の開設や生活困窮者への自立支援等により、身近で専門的な相談窓口の整備が進められました。また、複合的な課題を抱える相談者等を支援する「相談支援包括化推進員」が米原市社会福祉協議会に配置されるとともに、行政の部署同士で関係者間の情報共有や役割分担、協議が行われています。
- ●民生委員・児童委員や地域福祉推進員(コミュニティソーシャルワーカー)の寄り添い支援から、専門的な相談支援機関につながるケースが増えています。
- ●結婚相談所の開設や婚活イベント等、若者の結婚活動の支援が行われています。
- ●認知症に関する気軽な相談窓口である「ちょっと相談所」の開設や、認知症初期集中支援 チームの配置により、認知症の早期診断、早期対応から適切な支援につながっています。
- ●相談業務の強化に向けた体制構築や環境整備が図られ、人権相談や悩みを持つ女性の相談 者に寄り添った支援が行われています。

【一人一人の権利を守る取組の推進】

- ●権利擁護センターが設置され、成年後見制度の広報啓発活動や申立支援が行われています。
- ●米原市子ども家庭支援ネットワークにおいて、児童虐待の解消や防止が図られています。 また、子どもの健やかな育ちや、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを 目指した「米原市子ども条例」の周知・啓発、児童虐待防止に関する啓発活動、人材育成 活動が実施されています。
- ●「米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」が設置されるなど、虐待防止や虐 待の早期発見、早期対応に取り組まれています。

【次の世代を育む取組の推進】

- ●ふれあいの里フェスティバルの開催や子ども会活動により、子どもや保護者が地域や多く の人と関わる機会が確保されています。
- ●育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人が、必要なときに子育てを相互に支援する 「米原市ファミリー・サポート・センター」が開設されています。
- ●産官学の協働によるイノベーションや女性・若者が活躍するまちづくりを目的とした「米原創生官民連携パートナーシップ事業」の創設、就労促進、新規創業支援により、女性・若者が望む就労環境の整備が進んでいます。

【自立と社会参加の推進】

- ●生活困窮者への家計や就労の相談等の支援を通じて、自立と社会参加の支援が行われると ともに、早期発見や見守りに向けた地域のネットワークづくりが行われており、今まで相 談につながらなかったケースが支援につながり始めています。
- ●障がいのある人や障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、相談支援や障が い福祉サービス利用計画の作成が行われています。
- ●高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、訪問理容や住宅改修 への助成、外出支援、配食サービス等が提供されています。

(3) 基本目標Ⅲ 総ぐるみによる福祉のまちづくり体制の構築

①つながる仕組みを強化します

【社会潮流】

- ●医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。
- ●平成 25 年 (2013 年) 改正の「災害対策基本法」により、災害時等における高齢者や障がいのある人等の円滑かつ迅速な避難確保のため、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられています。

【総ぐるみ連携体制の構築】

- ●様々な分野の関係者・団体が連携・協議する場として『まいばらまるごと交流会 (協議体)』 が開催され、地域課題をテーマに情報交換が行われています。
- ●地域と商店など、つながりにより支え合う活動が広がっています。
- ●長浜米原地域医療支援センターと連携しながら、医療・介護サービスの情報共有や多職種連携、在宅医療・看護連携に関する相談支援等が行われています。

【災害時協働体制の構築】

- ●災害ボランティアセンター運営サポーターと共に運営訓練が行われています。
- ●総合防災訓練において、災害時の関係機関等の行動や連携体制の確認が行われています。 また、防災意識の向上や救助技術の取得を目的に、自主防災リーダー研修会が毎年開催されています。
- ●米原市避難行動要支援者避難行動支援計画(全体計画)の随時更新とともに、自治会長に 避難行動要支援者名簿が配布され、情報共有や避難支援プラン(個別計画)策定の呼び掛け、福祉マップ作成の支援が行われており、マップを作成している自治会数は増加しています。また、民生委員・児童委員等と連携しながら、避難行動要支援者名簿登録への呼び 掛けが行われており、登録率は増加傾向にあります。

②福祉人材を育みます

【社会潮流】

●少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化とともに、福祉活動等の担い手不足や担い手 の高齢化が深刻な問題となっています。

【人材の育成】

- ●地域の福祉活動推進リーダーを対象にした講座が開催され、活動者のスキルアップが図られています。また、地域支え合いセンターにおいて、地域課題の解決に向けた人材の発掘・育成を目的とした講座や、活動団体情報交換会が開催されています。
- ●米原市ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを頼みたい人のマッチングや、ボランティアに関する相談支援、ボランティアの養成講座が開催されています。
- ●関係機関や事業所等との連携・協力の下、介護職員初任者研修やキャラバンメイトサポーター講座が開催されています。また、事業所における介護人材育成の支援が行われるとと もに、福祉の職場説明会が開催され、福祉の仕事に関する情報提供が行われています。

【福祉関係事業者等・事業者等の地域福祉への参加の促進】

- ●ルッチまちづくり大学において、より効果的な人材育成を図るために運営体制が改編され、 地域で活躍する市民の育成、ネットワーク化が進められています。また、各種団体との共 催による公開講座が定期的に開催されています。
- ●相談機関の連携強化が図られるとともに、地域課題の解決に向けた支援やネットワークの 形成を図る「見守りネットワーク会議」が開催されています。
- ●福祉事業者意見交換会が開催され、市内事業者と日常生活支援総合事業や生活困窮者自立 支援事業に関する課題・取組が話し合われています。



【認知症キャラバンメイトで活躍する地域住民や事業所職員】

4 福祉のまちづくりに向けた課題のまとめ

社会潮流をはじめ、統計や各種調査結果、ふくし座談会などにおける御意見、第1次計画の主な成果と現状等から、(1)地域のつながりの希薄化、(2)日常生活の不便さや災害への不安の増加、(3)地域の助け合い、支え合い活動の担い手不足、(4)多様化・複雑化する地域課題への対応の4つに課題を整理しました。

(1) 地域のつながりの希薄化

困ったときに助け合う住民の減少や、地域と関わる機会が少ない住民の増加など、地域のつながりの希薄化が進んでいることが伺えます。その背景として、人口減少や少子高齢化、若者の転出超過、働き方などのライフスタイルの変化等による、住民同士が地域で交流する機会の減少や、高齢者や障がいのある人、子どもや保護者等の居場所の不足が挙げられます。

また、放課後児童クラブや介護保険サービスの利用者が増加する中で、地域と関わる機会や時間が減少していることや、市民の福祉に対する理解が不足していることも考えられます。 交流機会の減少や居場所の不足など、地域のつながりの希薄化は、地域の助け合い、支え合いの縮小や、日常的な見守りや支援が必要な人の孤立化を招くおそれもあります。

(2) 日常生活の不便さや災害への不安の増加

高齢者の日常生活に必要な支援として、特に買い物や通院時の移動手段の確保が挙げられています。

また、生活困窮者等、支援ニーズが多様化・顕在化し、支援が必要な方に寄り添った専門的な支援が必要となっています。

さらに、支援を必要とする人が安心して福祉サービスを利用し、自分らしい生活を送ることができるよう、安心して気軽に利用できる、身近な相談体制の整備も課題となっています。

災害時における対応についても、防災情報の伝達システムが変わったことや、災害時の避難体制に不安を感じる人が多くなっています。また、個人情報保護の取扱いが、見守りなど避難行動要支援者に対する避難体制の整備の障壁となる状況も発生しています。

地域住民や避難行動要支援者が災害時の情報を一早く取得し対応できる体制の構築や、行政をはじめ住民や関係機関・団体が協働・連携した、避難時の助け合い、支え合いの体制、福祉避難所の整備などが課題となっています。



【要支援者を交えた避難訓練】

(3)地域の助け合い、支え合い活動の担い手不足

自治会をはじめとする地域の助け合いや支え合い活動、関係団体の担い手不足がアンケート調査結果やふくし座談会の御意見などでも多く挙げられており、少子高齢化による人手不足や担い手の固定化の状況にあることが伺えます。

また、仕事や家事等で忙しく地域活動に参加できない人や、地域活動に興味がないため参加したくない人もいることが伺えます。

担い手が不足することで各種活動における役割の負担が増加し、さらに担い手の不足が進むという悪循環に陥ることも考えられます。地域活動や福祉の担い手の確保に向けて、役割を細分化して負担の軽減を図ることや、地域における福祉人材の育成が大きな課題となっています。

(4) 多様化・複雑化する地域課題への対応

近年、地域を取り巻く福祉課題についても多様化かつ複雑化しており、地域や専門機関、 行政だけでの対応は難しくなっています。あわせて、地域においてそれぞれの主体同士をつ なぐ体制や情報共有の体制の整備・確保が必要不可欠となっています。

複雑化・複合化する地域課題に柔軟に対応するため、解決を試みる体制づくりとして、住 民や行政、関係機関・団体等との協働の下、地域が丸ごとの体制で助け合い、支え合い活動 に取り組む、福祉のまちづくりの更なる推進が課題となっています。

第3章 福祉のまちづくりの考え方

1 基本理念

自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら ~みんなでつくる つながりと支え合いのある まちをめざして~

米原市に関わるみんな(主体)が一体となって、互いにつながり、支え合いながら、誰もが自身の心を豊かにするとともに、人を思いやる豊かな心を持ち、いつまでも健やかに自分らしく、安心して暮らせるまちを目指します。

2 基本目標

基本目標 I 顔の見えるつながりを深める

ご近所や様々な活動の仲間、様々な立場の人々が交流し、互いの立場を理解し合い、顔 なじみのつながりを深めながら、人と地域の元気を共に高め合っていけるまちをつくります。

(1) 福祉のこころを育みます

様々な人々が共に生きる社会づくりの基礎として学びや交流の機会を充実し、みんながお 互いの立場を理解し、尊重し合える福祉のこころを育みます。

(2) 地域や人のつながりを深めます

地域における人のつながりを基礎として、居場所づくり、生きがいづくり、地域づくり等 の活動を通じて、人と人とのつながりを更に深め、地域の活性化を図ります。

基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる

市民の生活課題に寄り添い、解決に向けた活動をみんなで広げ充実していくことで、支援が必要になっても、一人一人が自分らしく、いつまでも安心して暮らしていけるまちをつくります。

(1) 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います

子どもから高齢者まで、一人一人の尊厳が守られ、支援が必要になってもいつまでも自分 らしくいきいきと暮らせるよう、福祉施策や福祉サービスの充実を図ります。

(2) 身近な地域で支え合います

身近な地域で安心して暮らせるよう、日頃から様々な場面でみんなが互いに見守り、支え合う体制の整備や、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 助け合い、支え合うひとを育む

まちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産(人財)です。米原市に関わる全ての人々が、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域の一員として役割を担い、助け合い、支え合える人を育むまちをつくります。

(1) 地域の担い手を育みます

地域における助け合い、支え合い活動の更なる充実を図るため、暮らしを支えるボランティアや地域活動のリーダーなど、地域活動の担い手の確保や育成を推進します。

(2)福祉人財を育みます

福祉施策や福祉サービスの質を確保し、今後も提供し続けられるよう、福祉事業者等と市が連携し、事業所で働く専門的な人材等、福祉に関わる人材や団体の支援・育成の充実を図ります。

基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる

市民や行政、社会福祉協議会、関係団体など、米原市のあらゆる主体がつながり、協力・役割分担しながら、地域福祉の推進に取り組むための仕組みや体制をつくります。

つながる仕組みを強化します

地域の課題をみんなで共有しながら、お互いの役割を確認し、連携できる仕組みを強化します。

3 施策体系

■基本理念を実現する取組の基本体系

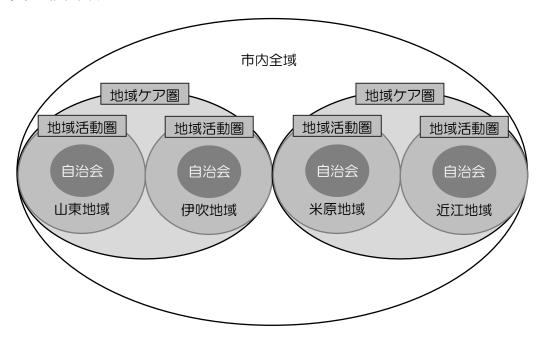
基本理念		基本目標	取組の方向
	I 顔の見える つながりを 深める	(1)福祉のこころを 育みます	福祉・人権・共生を学ぶ機会の充実
自分み		(2)地域や人のつながりを 深めます	地域社会への参加の推進
からしく 心			①相談しやすい環境づくり
r##	】 II 暮らしを守る : 活動を広げる	(1)子どもから高齢者まで 一人一人に寄り添い ます	②一人一人の権利を守る取組の推進
			③自立を支える取組の推進
心して		(2)身近な地域で 支え合います	①支え合い、寄り添い合う活動の推進
春らせぇ			②地域の安全力の向上
安心して暮らせるまち まいばら りと支え合いのある まちをめざして~	まちをめざして ひとを育む	(1)地域の担い手を 育みます	地域の担い手の確保
		(2)福祉人財を育みます	福祉人材の確保
	IV みんなが つながる まちをつくる	つながる仕組みを 強化します	連携体制の構築

4 福祉圏域および各主体の役割について

(1)福祉圏域の設定

本市において福祉活動や事業が効果的に展開できる圏域(範囲)を設定し、圏域ごとに 支援体制や拠点を整備します。

■米原市の福祉圏域



地域活動圏(自治会・4地域)

【自治会】

市民自治、支え合い活動の基礎的な単位で、市民に最も身近な地域として自治会が存在しています。

自治会を中心に地域の中の人のつながり、世代間交流を促進し、近所付き合いや支え合い活動を推進していくとともに、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進員等が連携して、住民の困りごとや地域の福祉課題を把握し、迅速な解決につなげるよう、市や社会福祉協議会等と連携していきます。

【4地域(山東・伊吹・米原・近江)】

山東・伊吹・米原・近江の4地域に地域福祉センターを置き、そこを拠点に市や社会福祉協議会が、自治会だけでは実施が難しい活動などについて、各自治会や関係者等の連絡・調整を行い、活動を推進していきます。

	主な資源	主な活動
	・自治会館、社寺	・住民自治活動(美化活動、地域防災活動
	· 自治会組織、自治会役員	等)、サロン活動
	・民生委員・児童委員	・高齢者等の居場所づくり
白	• 福祉推進委員会等	・子どもや高齢者等の見守り
自治会	・福祉推進員・健康推進員等	・災害時の要支援者避難支援体制づくり
云	・老人クラブ	・民生委員・児童委員活動(地域課題・ニ
	・子ども会	ーズの把握等)
	• 消防団、自主防災組織	・地域福祉懇談会(地域課題・ニーズの把
	• 伝統行事、地域行事	握、情報共有、検討等)
	• 学校施設(中学校、小学校、幼	・スポーツ・レクリエーション活動
	稚園、認定こども園、保育園)	・児童・生徒の見守り
4	• 教育施設(公民館、体育館等)	・学校・家庭・地域の連携、福祉教育
地 地	・地域福祉センター	・広域防災拠点の運営等
域	・地域福祉活動センター(社会	・自治会や団体等の福祉活動の支援(情報
山東	福祉協議会)	共有、検討会議)
-	・地域子育て支援センター	・人材発掘・育成、団体・人材間の交流
伊 吹	・放課後児童クラブ	・各種相談(個人・団体)
-	・地域福祉推進員(コミュニテ	・子育て支援
米原	ィソーシャルワーカー)	・健康診断・健康づくり活動
· 近	・生活支援コーディネーター	・個別課題、地域課題、ニーズの組み合わせ
<u>近</u>	• 福祉事業所	・福祉活動団体の交流
	• 商店、事業所、医療機関等	・地域活動支援、施設の地域活用
	・広域のまちづくり組織	・情報共有、自治会では実施が難しい地域
		活動

地域ケア圏(各地域包括ケアネットワークエリア)

地域包括支援センターや医療機関、サービス機関を配置し、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人の相談からケアまでを包括的に支援する圏域として、地域包括支援センターを中心に「山東・伊吹」、「米原・近江」の2つの地域ケア圏域を設定します。



【山東・伊吹地域包括支援センター】



【米原・近江地域包括支援センター】

主な資源	主な活動
・地域包括支援センター	・健康や福祉に関する総合相談
• 在宅医療支援拠点	・24 時間包括ケア・在宅看取り、在宅ケア
・介護・福祉サービス事業所	マネジメント (医療福祉一体)
• 医療機関	・地域福祉活動との連携
・地域医療支援センター(医師会)	・健康・介護予防・寄り添い拠点活動
	・困難ケース対応
	・地域ケア会議
	・在宅医療・介護連携の推進

市内全域

市と社会福祉協議会の連携を軸に、地域づくり、地域での支え合い、地域ケアなどを総ぐるみで一体的に進める体制をつくり、地域福祉に対する市民の意識高揚を図るとともに、全ての市民が交流できるような環境・機会づくりに取り組みます。また、地域間・分野間の連携、協働推進や地域福祉推進に関わる総合的な連絡調整、情報や課題の共有、施策の提言を行います。

主な資源	主な活動
・市役所	・市・社会福祉協議会連携、庁内連携
・社会福祉協議会	・本計画および関連計画の進行管理
・地域包括支援センター(基幹)	・総合相談
・文化・スポーツ施設	・地域ケア推進会議
・広域避難所	・まいばらまるごと交流会(協議体)
・福祉施設・福祉事業者	・ボランティア・NPO 活動支援
・ボランティアセンター	・権利擁護・成年後見
・地域支え合いセンター	・発達障がい・障がい児支援
・権利擁護センター	・障がい者相談支援
・児童発達支援センター	・地域貢献活動
・障がい者相談支援事業所	・危機管理システムや情報の共有
• 社会福祉法人	・国際交流・広域連携
・警察、消防、医療機関	・若者活動
・商工会、交通機関、立地企業	・市レベルの文化・スポーツ・福祉交流会
・文化スポーツ団体	・避難所生活支援訓練
・広域のボランティア・NPO 活動団体	• 結婚相談
・子育て世代包括支援センター	

(2) 各主体の役割

市民、事業者等、福祉事業者等ならびに市および社会福祉協議会が、それぞれ主体的に役割を発揮し、協働・連携して地域福祉(福祉のまちづくり)を推進するため、各主体の役割について定めます。

【市民の役割】

- ・互いに認め合いながら、健康と生きがいを大事に自分らしくいきいきと暮らします。
- ・困ったときに相談上手、助けられ上手になれるよう、日頃から地域での交流を深めます。
- ・誰もが支えられるだけではなく、支える側として、自分ができることから地域福祉活動に 積極的に参加します。
- ・地縁組織は、市民の困りごとや地域の福祉課題・生活課題を把握し、市や社会福祉協議会等と連携しながら、地域の支え合い活動に取り組みます。
- ・ボランティアや NPO 等の市民活動団体は、活動目的を同じくする人達が、活動内容の充実やサービスを多様化することで、市民の困りごとや地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組みます。

【事業者等の役割】

- ・地域福祉活動に積極的に参加し、市民や地域との交流を深めます。
- ・民間の知恵や技術、経験を生かし、市民による地域福祉活動、民間のサービスや事業との 協働による支え合い活動を展開していきます。

【福祉事業者等の役割】

- ・各自の専門性を発揮し、様々な交流機会の確保や一人一人に寄り添うケアを実践します。
- ・ボランティア活動等の場所を提供するとともに、福祉の専門機関としての知識を生かして 市民や子ども達に福祉学習の機会を提供します。
- ・団体や事業者間で連携しながら、地域活動に参加して福祉のまちづくりに取り組みます。

【社会福祉協議会の役割】

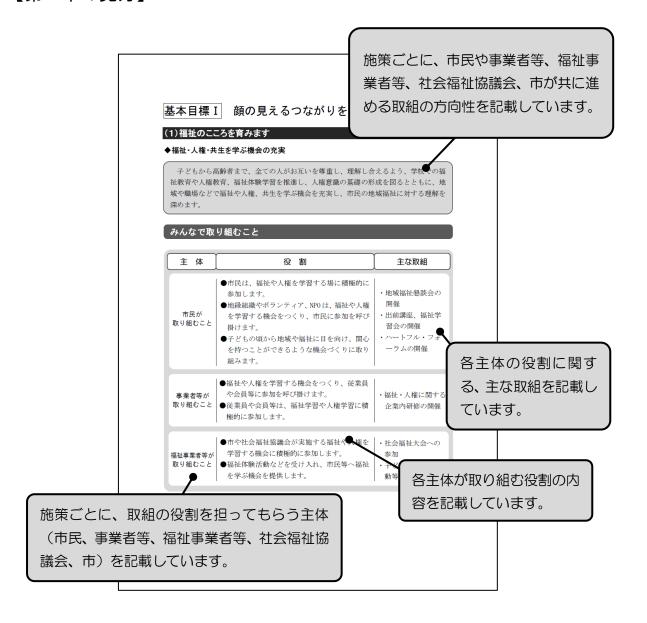
- ・市民主体の地域福祉活動を推進します。
- ・各種団体、事業者等と生活課題を共有し、解決に向けた取組を進めます。
- ・専門職の支援と地域住民の支え合い等をつなげ、支える活動を充実します。
- ・相談窓口としての機能を担います。
- ・充足されないニーズや制度の狭間にあるニーズへの事業・サービスを開発し、実施すると ともに、制度化・施策化を提言します。
- ・学校や地域での福祉学習を推進し、地域福祉の新たな担い手やリーダーを育成します。
- ・市内の福祉サービスの質を高める働き掛けを行います。

【市の役割】

- ・地域福祉を推進するため、財政支援や情報提供、活動しやすい環境を整備します。
- ・様々な分野をつなぐための連携や情報共有の仕組み、新しい制度をつくります。
- ・公的制度の充実や改善について、国や県への働き掛けや近隣市町との連携を図ります。

第4章 具体的な取組

【第4章の見方】



基本目標 I 顔の見えるつながりを深める

(1)福祉のこころを育みます

◆福祉・人権・共生を学ぶ機会の充実

子どもから高齢者まで、全ての人がお互いを尊重し、理解し合えるよう、学校での福祉教育や人権教育、福祉体験学習を推進し、人権意識の基礎の形成を図るとともに、地域や職場などで福祉や人権、共生を学ぶ機会を充実し、市民の地域福祉に対する理解を深めます。

みんなで取り組むこと

主体	役割	主な取組
市民が取り組むこと	 ●市民は、福祉や人権を学習する場に積極的に参加します。 ●地縁組織やボランティア、NPOは、福祉や人権を学習する機会をつくり、市民に参加を呼び掛けます。 ●子どもの頃から地域や福祉に目を向け、関心を持つことができるような機会づくりに取り組みます。 	・地域福祉懇談会の 開催・出前講座、福祉学 習会の開催・ハートフル・フォ ーラムの開催
事業者等が取り組むこと	●福祉や人権を学習する機会をつくり、従業員や会員等に参加を呼び掛けます。●従業員や会員等は、福祉学習や人権学習に積極的に参加します。	・福祉・人権に関する企業内研修の開催
福祉事業者等が取り組むこと	●市や社会福祉協議会が実施する福祉や人権を 学習する機会に積極的に参加します。●福祉体験活動などを受け入れ、市民等へ福祉 を学ぶ機会を提供します。	・社会福祉大会への参加・子ども等の体験活動等の受入れ

主体	役割	主な取組

社会福祉 協議会が

取り組むこと

- ●福祉や人権を学習する機会づくりを呼び掛けます。
- ●小中学校の道徳学習の一環として、福祉学習の実践に重点を置き、関係機関との連携の下、各校へ福祉学習プログラムを提供します。
- ●関係機関と連携を図りながら、企業の従業員が障がいや認知症などへの理解や関わり方などを学ぶ、福祉学習プログラムの提供を進めます。
- ●当事者団体や事業者などの地域福祉懇談会や 学校での福祉教育等への参加を促進します。

- 地域福祉懇談会、 福祉学習会の開催 の働き掛け
- ・出前講座による学 ぶ機会の提供
- 福祉教育連絡会議の開催
- ・社会福祉大会の 開催

市が

取り組むこと

- ●誰もが社会参加しやすい環境づくりのため、合理的配慮の推進に努めます。
- ●各小中学校における人権教育の取組が一層充 実するよう、啓発を行います。
- ●福祉学習の充実、手話に触れる機会や学ぶ機会の確保に努めます。
- ●米原市人権施策基本方針に基づき、人権施策 の充実を図り、人権尊重や男女共同参画、多 文化共生のまちづくりを推進します。
- ●様々な人権学習方法の提案に努めるとともに、地域の人権課題に合ったテーマに基づき、 継続的に人権講座・人権研修会を開催します。

- 人権に関する職員 研修の実施
- 福祉学習、人権教育、手話の体験学習等の実施
- 手話奉仕員養成講 座の開催
- ・ 社会福祉大会の開催
- 人権を考えるつど いの開催



【中学生による敬老訪問】

(2)地域や人のつながりを深めます

◆地域社会への参加の推進

地域において、日頃から気軽に市民同士がふれ合い、交流できる機会・居場所をつくるとともに、積極的に参加して、身近な範囲で互いがつながり合える関係づくりを進めます。

みんなで取り組むこと

主体 役 割 主な取組 · 自治会活動、地域活 動、子ども会活動 ●地域における見守りやボランティアなど、誰 ・地域の運動会、文 もが参加しやすく、世代を超えて交流できる 化祭の開催 機会をつくり、積極的に参加します。 サロンやお茶の間、 市民が ●困りごとを抱えた人の課題解決のため、地域 子ども食堂等、地域 取り組むこと の支え合い活動に取り組みます。 の居場所づくり ●住民同士がつながりを深め、見守り、助け合 冒険遊び場などの い、困りごとを相談し合える関係をつくりま 運営 す。 ・見守りのための声掛 け、あいさつ運動 ●市民と交流できる機会をつくります。 ・地元交流会への参加 事業者等が ●地域活動や自治会活動、見守り活動等に積極 ・事業所内交流会等の 取り組むこと 的に参加します。 住民への開放 ・地域密着型サービス 事業運営推進会議の ●市民と交流できる機会や居場所を提供しま 開催 す。 福祉事業者等が ・施設の開放と活用の 取り組むこと ●地域活動や自治会活動、見守り活動等に積極 的に参加します。 ・地域と施設による交

流会の共同開催

主体	役割	主な取組

- ●子どもから高齢者まで、様々な世代の居場所 づくりを支援します。
- ●市民・地縁組織、福祉事業者、事業者等が交流できるよう、情報提供や働き掛けを行います。
- ●保護者や子どもの交流の場をつくるととも に、子育てサークルづくりを支援することで、 保護者同士のつながりづくりを促進します。
- ・サロン等居場所づくり活動の支援
- ・子育て等サークル づくりの支援

市が 取り組むこと

- ●地域におけるまちづくり委員会の立ち上げに 向けた人的支援や財政的支援等に取り組み、 地域や市民のつながりづくりや活動を支援し ます。
- ●子どもの体験活動の推進に取り組む団体等との連携を図るとともに、子ども会活動を支援し、子どもや保護者が地域や人と関わる機会をつくります。
- ●地域における居場所づくりの更なる拡大を図ります。
- ●保護者同士のつながりから自主的な子育てサークルに発展するよう、社会福祉協議会と協力して子育てサークルの育成支援を行います。

- 地域担当職員制度の展開
- ・あいさつ運動の展開
- ・地域お茶の間創造 事業の推進
- ・子育てサークルの 育成支援
- ・冒険遊び場などの 支援



【子育てサークル講座】

基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる

(1)子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います

① 相談しやすい環境づくり

認知症の人や障がいのある人、生活に困っている人などに対して、包括的に相談支援できるよう、専門機関の連携を強化するとともに、相談しやすい環境や専門機関等につなぐ環境をつくり、相談支援に関する対応力を高めていきます。

みんなで取り組むこと

主体		主な取組
工件	[文 ē]	工/公邦/旭
市民が 取り組むこと	●心配ごとや困りごとを抱え込まずに相談します。●地域の居場所等において困りごとを聞きます。●相談を受けたときは、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などの相談窓口に連絡します。	・見守りネットワーク会議の開催・サロンなどの居場所における相談活動・支援者学習会の開催・参加
事業者等が取り組むこと	●市民等の心配ごとや困りごとを把握したときは、市や社会福祉協議会へ連絡・相談します。●働く人の身近な相談窓口として、相談を受け付けます。	・働きやすい、相談し やすい職場の環境 づくり
福祉事業者等が取り組むこと	●市民や利用者からの相談に対応できる体制づくりに努めます。●相談内容に応じて、市や社会福祉協議会、事業者等と連携し、対応します。	・相談対応体制の強化・ちょっと相談所等の相談窓口の開設、運営・出張相談、訪問相談の実施・認知症カフェなどの開催

主体	役割	主な取組
社会福祉 協議会が 取り組むこと	 ●地域福祉活動センター等の拠点での相談窓口に限らず、民生委員・児童委員や地域の活動から困りごとを把握し、相談支援活動を行います。 ●多様化・複雑化するニーズへ対応できるよう、相談機関の情報共有や研修会等を実施し、暮らし全体を支える相談支援体制を構築します。 ●事業・サービス提供を通じて把握した相談に対応し、必要に応じて専門の相談機関につなぎます。 	・相談対応職員の配置 ・相談支援包括化 推進事業の実施 ・相談機関連絡会議、 研修会等の開催 ・見守りネットワー ク会議開催の推 進・支援
市が取り組むこと	 ●単独の相談窓口では対応が困難なケースや、制度の狭間にあるケースなどを情報共有し、確実な支援につなげるため、包括的な相談支援システムの構築や相談機能の充実、身近な相談場所の周知を図ります。 ●民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備や活動支援を行います。 ●結婚相談所を設置し、結婚相談員による出会いの場づくりや仲介等の支援を行います。 ●妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援するため、コーディネーターによる総合相談支援等を行います。 ●子育てに悩みを抱える保護者の不安を解消できるよう、子ども家庭相談室の機能強化を図ります。 ●様々な人権相談に対応できるよう、職員の相 	・相談支援を ・相談支援を を事員が ・相談事員が ・相談事員が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

談スキルの向上や関係機関とのネットワーク

を構築し、情報交換や連携を強化します。

・基幹相談支援セン

ターの設置

② 一人一人の権利を守る取組の推進

誰もが自分らしい生活を送れるよう、自らの意思を発信しやすく、その意思を尊重する仕組みをつくるとともに、判断能力が十分でなくなっても、本人の立場に立って、その人らしい暮らしを守る体制の強化や環境の整備、周知を進めます。

みんなで取り組むこと

主体 役割 主な取組 ・権利擁護に関する学習会への参加でいる。 ・虐待等と思われる事業(ケース)の関係がいたかにすなど関係機関に連絡します。 ・虐待等と思われる事業(ケース)の関係機関への連絡・相談

事業者等が 取り組むこと

- ●虐待や権利侵害などに気付いたときは、速やかに市など関係機関に連絡します。
- ・虐待等と思われる事案 (ケース)の関係機関 への連絡・相談

福祉事業者等が 取り組むこと

- ●虐待や権利侵害などに気付いたときは、速やかに市など関係機関に連絡し、協力します。
- ●福祉の専門性を生かした公共性の高い事業を 実施し、地域に貢献します。
- 法人後見事業の実施
- 緊急一時避難者の受入れ
- ・虐待等と思われる事案 (ケース)の関係機関 への連絡・相談



【演劇による権利擁護学習会】

		(
<u> → /</u> *	须 ★川	十十十五十五十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
コンド エンド アンドラ エンドラ アンドラ アンドラ アン・アン・ エン・アン・ アン・アン・ エン・アン・ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	1文 副	工の収型

市が

取り組むこと

- ●判断能力が不十分な人の地域生活を支援する 事業に取り組みます。
- ●権利擁護センターを通じて、成年後見制度の 適切な運用を検討するとともに、関係機関の 連携ネットワークを構築します。
- ●市や関係機関・団体等と連携し、権利擁護や 成年後見制度等の利用促進、早期の相談支援 等を行う体制の整備に努めます。
- ・権利擁護センター 事業の実施
- 地域福祉権利擁護 事業の実施
- ・法人後見事業の実
- ・権利擁護に関する 学習会の実施

- ●「米原市子ども条例」に基づき、子どもの人 格と権利が尊重される取組の推進や、必要な 体制を整備します。
- ●障がいのある人への虐待問題に対応できる体 制整備を図るとともに、虐待防止についてサ ービス事業所や相談支援者への周知・啓発を 図ります。
- ●高齢者や障がいのある人に対する虐待を早期 に相談窓口につなぐことができるよう、虐待 を発見した際の相談窓口について、広報等で 周知します。
- ●虐待の早期発見や相談支援の充実、虐待者や 被虐待者の自立支援等とともに、関係機関・ 団体、地域との連携強化に努めます。
- ●成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、 利用しやすい成年後見制度の運用改善、地域 連携ネットワークの整備等を図ります。

- ・権利擁護センター の運営
- 虐待対応窓口の設置
- ・子ども家庭支援ネ ットワークの運営
- 養育支援訪問事業 の実施
- 成年後見制度利用 促進基本計画の策 定

53

③ 自立を支える取組の推進

高齢者や障がいのある人、生活に困窮する人などに寄り添い、本人の自立支援と家族の安心を支えるため、福祉サービスの充実、市民や地域の理解を進めるとともに、地域のセーフティネットを構築します。

また、医療や保健分野等との連携により、専門的な支援を必要とする人が、自分らし く暮らすことのできる環境の整備や体制を構築します。

みんなで取り組むこと

主 体 役 割 主な取組 ●自分らしく暮らすため、必要に応じてサービ スや制度を利用します。 • 介護予防活動、健康 市民が ●より良い福祉サービスづくりのため、サービ づくり活動の実施 取り組むこと スや制度の改善、見直しに関する取組に積極 ほたるん体操など の開催・参加 的に参加します。 ●介護予防・健康づくりに努めます。 ●高齢者や障がいのある人、女性、若者等の雇 ・高齢者、障がいのあ 事業者等が 用拡大に取り組みます。 る人、女性、若者の 取り組むこと ●高齢者や障がいのある人、介護、認知症等に 雇用 対する理解を深めます。 ●高齢者や障がいのある人の自立を支援するサ ・家族介護(介助)者 ービスを提供します。 への支援 ●高齢者や障がいのある人と暮らす家族をサポ ・高齢者、障がいのあ ートする事業展開に努めます。 る人、女性、若者の ●各種研修会などを通じてサービスの質の向上 福祉事業者等が に努めるとともに、サービス内容や評価の開 雇用 取り組むこと ・高齢者や障がいの 示等を行います。 ●高齢者や障がいのある人、女性、若者等の雇 ある人等に対する 理解を深めるため 用拡大に取り組みます。 の研修の開催 ●生活困窮者に対して、中間的就労の場の提供 などに取り組みます。

主体	役割	主な取組

市が

取り組むこと

- ●制度の狭間や充足されていない支援ニーズに 対して、サービスを開発・実施します。
- ●生活困窮者自立支援制度に基づく事業を担 い、生活に困窮する人を支援します。
- ●新たな支援ニーズに応えるための財源と人材 確保を計画的に進めます。

●高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で 自分らしい生活を送ることができるよう、福

- ・生活福祉資金貸付 制度
- 一時援護資金貸付 事業の実施
- 生活困窮者自立支援事業の実施

祉サービスや相談支援体制等の充実を図ります。 ●女性や若者、高齢者、就労に困難を抱える人

等の自立支援のため、関係機関・団体との連携の下、就労支援や起業支援等、働きやすい 環境づくりを推進します。

●生きづらさを抱える人や貧困家庭の子ども達が安心して生活し続けられるよう、支援の充実や支援体制の強化に努めます。

- ●ひきこもりやニートなどの若者、また、その 家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支 援を行います。
- ●福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、福祉事業者等に対してサービス内容や評価の開示等を働き掛けます。

- ・地域包括ケアシス テムの推進
- 児童発達支援センターの運営
- ・ 学習支援事業の実施
- ・若者自立ルーム「あおぞら」の運営
- ・自殺対策計画の策定



【スーパー店員向けの認知症学習会】

(2)身近な地域で支え合います

① 支え合い、寄り添い合う活動の推進

市民一人一人の福祉課題や生活課題に寄り添い、互いに支え合う活動に取り組みます。

みんなで取り組むこと

主な取組 主体 役 割 ●自治会同士によるつながりや支え合う体制づ ・福祉を推進する体 くり、活動に取り組みます。 制づくり ●自治会単位の活動に関する連絡調整の担当者 ・買い物や移動、配 市民が を設置します。 食サービス等の提 取り組むこと ●支援が必要になっても安心して暮らせるよ 供 う、地域の生活支援サービスに取り組みます。 ・ファミリー・サポー ●子どもの見守り活動等に参加します。 ト・センターへの登録 ・日常業務における見 ●市民と連携しながら、地域の見守りや支え合 事業者等が 守り活動 取り組むこと い活動に参加します。 ・市民主体による生活支 援サービスとの連携 ・送迎時や業務活動 ●市民と連携しながら、地域の見守りや支え合 中の見守り い活動に参加します。 ・福祉車両や備品等 福祉事業者等が 取り組むこと ●事業者と連携し、買い物支援や移動支援等の の貸出 ・緊急時の預かり 仕組みづくりに取り組みます。 ・施設の開放や活用

主体	役割	主な取組

- ●情報提供や提案を行うなど、市民と共に生活 支援に関する活動や仕組みづくりを進めま す。
- ●地域活動圏域や市内全域での活動団体の組織 化と活動を支援します。
- ●支え合い、寄り添い合う活動の推進のため、 活動者への資金確保の強化を図ります。
- ●民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、情報を共有できる機会をつくります。

- ・ 福祉推進組織の設置
- ・福祉推進員等の配 置支援
- ・各自治会や関係者 等の連絡・調整
- ・ 共同募金活動の推進
- 支え合い活動への支援
- ・民生委員・児童委 員協議会の支援

市が 取り組むこと

- ●社会福祉協議会への支援を通じて、地域の見 守りや支え合い活動を支援するとともに、活 動しやすい仕組みをつくります。
- ●民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、情報を共有できる機会をつくります。
- ●地域課題に柔軟に対応し、福祉活動を推進できるよう、市からの補助だけでなく、地域における自主財源の確保に向けた支援を行います。
- ●地域活動圏域における福祉活動の拠点整備を 進めます。
- ●日常の買い物や通院等が困難な人の外出支援 に取り組む団体等に対して、活動を支援しま す。
- ●地域の支え合い活動等に参加する事業者等の 育成や支援を行います。

- ・地域お茶の間創造 事業の推進(再掲)
- ・地域支え合いセンターの運営
- 生活支援コーディ ネーターの配置
- ・民生委員・児童委 員協議会連合会事 業の実施
- ・地域活動圏域ごと の地域福祉センタ ーの設置



【ファミリー・サポート・センターの調整による活動】

② 地域の安全力の向上

頻発する自然災害等に対して柔軟に対応できる地域づくりのため、支援が必要な人も 含めた防災・減災・避難体制とともに、災害時におけるボランティアの受入れ体制を整 備します。

また、地域や関係機関・団体と連携しながら、地域の見守り活動や防犯活動、空き家 の活用等を進めます。

みんなで取り組むこと 主体 役割 主な取組 ●いざというときに隣近所と互いに助け合える ・自主防災活動の実施、 関係を築きます。 参加、除雪活動支援 ●災害対策に関する研修会、訓練等へ積極的に ・避難支援プラン 参加します。 市民が (個別計画)・福祉 ●地域における災害時の活動体制の構築や、避 取り組むこと マップの作成 難行動要支援者の把握と情報の管理に取り組 空き家の管理、情報共有 みます。 ・防犯パトロール活動 ●空き家の管理や情報共有を行うとともに、活 用等に協力します。 ●災害対策に関する研修会、訓練等へ積極的に ・地域の防災活動へ 参加します。 の参加、協力 ●地域における災害時の安否確認に協力します。 事業者等が 取り組むこと ・災害時の施設の開放 ●避難者の受入れなど、災害時の支援活動に積 極的に協力します。 や活用 ●空き家の活用等に協力します。 ●災害対策に関する研修会、訓練等へ積極的に ・地域の防災活動へ 参加します。 の参加、協力 ●市民と協力して災害時の安否確認に取り組み ・災害時の施設の開放 ます。また、要支援者の受入れなど、災害時 福祉事業者等が

の支援活動に積極的に協力します。

の提供を再開できるように努めます。

●災害発生後、可能な限り早期に福祉サービス

取り組むこと

- や活用 ・災害支援物資など
- の備蓄、施設所有備 品などの貸出し

主体	役割	主な取組
rT'	, 2 3	工,公4/4/11

市が

取り組むこと

- ●地域における災害時の避難支援体制や連携体制の構築、福祉マップや避難支援プラン(個別計画)の作成支援を行います。
- ●豪雪時も想定した災害ボランティアセンター運営訓練を実施し、より現実的な備えを行います。
- ●空き家の情報共有や活用等に協力します。
- ●福祉事業者等による災害時の支援活動について連携体制を構築します。
- ・除雪ボランティア活動の推進
- ・災害ボランティア センターの設置運 営訓練

●災害に対する防災・減災・避難体制の確立の ため、市民や関係機関、事業者等との連携体 制の構築に取り組みます。

- ●避難行動要支援者の把握および名簿の登録を 呼び掛けるとともに、避難支援プラン(個別 計画)の策定に取り組みます。
- ●平常時から要支援者支援の訓練等の実施を呼び掛けます。
- ●災害時に必要となる空間や資機材、移動手段 等の事前整備を進めます。

●市内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設に対し、災害時の利用に関する協定の締結を進めます。

- ●米原市防災アプリの利用拡大を図ります。
- ●災害発生時および避難所で、障がい特性に応 じた情報提供、意思疎通支援を行います。
- ●子ども達の登下校時の安全確保を図り、地域の連 帯感を高めるため、あいさつ運動の推進やスクー ルガードなど地域の見守り活動を促進します。
- ●空き家の所有者や自治会、事業者、関係機関・ 団体等と連携し、空き家の活用等を推進します。

- 避難行動要支援者名簿の登録推進
- ・避難支援プラン (個別計画)の策定 推進
- ・福祉避難所の指定
- 事業者等との災害時応援協定の締結
- ・米原市空き家バン クの実施



【登下校の見守り活動】

基本目標Ⅲ 助け合い、支え合うひとを育む

(1)地域の担い手を育みます

◆地域の担い手の確保

身近な地域におけるまちづくりのリーダーや、自分に合った活動に参加して支え合うボランティアなど、地域の支え合い活動における幅広い人材を育成します。

みんなで取り組むこと

主体	役割	主な取組
市民が取り組むこと	 ●地域の活動への参加を積極的に呼び掛けます。 ●子どもの頃から地域活動における役割をつくるなど、地域への愛着の醸成を図ります。 ●地域の一員として、自らの持つ知識や技術、経験を生かし、様々な活動に参加します。 ●ボランティア養成講座などの研修会へ積極的に参加します。 	・地域活動への参加、 参画 ・地域活動の担い手 の育成、子どもへ の参加の呼び掛け ・ボランティア養成 講座等への参加
事業者等が取り組むこと	●市民ボランティアを積極的に受け入れます。●働く人が地域活動に参加できるよう、配慮します。	地域活動への参加、参画
福祉事業者等が取り組むこと	●地域の研修会などへ講師を派遣します。●地域活動に積極的に参加します。●市民ボランティアを積極的に受け入れます。	・地域活動への参加、 参画・介護技術等の研修 の開催

主体	役割	主な取組

●ボランティアをはじめとした地域活動の担い 手づくりのための各種研修会などを開催しま す。

- ボランティア養成 講座の開催
- ・ご近助活動スキル アップ講座の開催

市が 取り組むこと

- ●まちづくりや地域活動に関わる人材の活動 や、社会福祉協議会が取り組む人材育成・活動を支援します。
- ●市民活動団体等の交流や情報共有を促進する 環境の整備に努めます。
- ●様々な養成講座を開催し、ボランティアとし て幅広い人材を養成します。
- ●市民ニーズに合った出前講座や研修等の提供に努めます。
- ●ルッチまちづくり大学の卒業生が地域の担い 手として活躍できる仕掛けをつくります。
- ●高齢者や障がいのある人が地域において活躍 できる仕組みづくりを進めます。
- ●里親制度の周知を図り、里親となる人材の発掘、育成に努めます。

- ・地域支え合いセンターの運営(再掲)
- 生活支援コーディ ネーターの配置 (再掲)
- ・ご近所元気にくら し隊員養成講座の 開催
- ・ボランティアセン ターの運営
- ・ルッチまちづくり大学の開校
- ・ 出前講座の充実
- ・シルバー人材センタ ーとの連携強化



【住民講師によるご近助活動スキルアップ講座】

(2)福祉人財を育みます

◆福祉人材の確保

子どもやその保護者、高齢者や障がいのある人などへの支援のため、寄り添いの現場を 支える福祉分野の専門的な人材を確保・育成します。

みんなで取り組むこと

主体 役 割 主な取組 福祉推進員等の配置 ●介護に係る研修や権利擁護学習会等に参加し ・ 認知症サポーター ます。 市民が ●保育士や看護師、福祉職や介護職などの保有 等への登録 取り組むこと ·介護職員初任者研 している資格を活用します。 修等への参加 ●福祉人材の養成講座などに参加します。 ●市や社会福祉協議会、福祉事業者等が開催す る福祉に関する交流会に協力します。 認知症サポーター ●困りごとを抱えた人の問題解決のため、支え 事業者等が 合いの仕組みに基づき活動します。 養成講座への参加 取り組むこと • 介護職員初任者研 ●福祉人材の養成講座などに参加します。 修等への参加 ●障がいのある人が定着できる職場づくりなど に向けて、福祉資格の取得や人材の配置を進 めます。 • 福祉専門職現場実 ●福祉に関する交流会を開催するなど、若い世 習や子ども等の体 代が福祉に興味や関心が持てるよう、働き掛 験活動等の受入れ けます。 ・キャラバンメイト ●福祉専門職等の現場実習を積極的に受け入れ サポーター講座へ 福祉事業者等が ます。 の参画 取り組むこと ●福祉人材の養成講座などに参画します。 ・地域の生活支援活

動者の育成

·介護職員初任者研

修等共同による職 員養成研修の実施

●働きやすい魅力ある職場づくりに努めます。

取り組みます。

●提供サービスの質の向上に向けた職員研修に

主体	役割	主な取組

- ●介護職員初任者研修のほか、福祉事業者等の参画を得ながら、手軽に参加できる研修を実施し、広く福祉専門職の養成・確保を行います。
- ●地域ニーズに応じた福祉活動者向け講座を継続して開催します。
- ●専門研修や養成講座などを開催し、市民や自 治会、市内事業所へ参加を呼び掛けます。
- ・介護職員初任者研修等の実施
- ・福祉事業所の見学 会や合同採用説明 会の開催
- キャラバンメイト サポーター講座の 開催

市が 取り組むこと

- ●市民等へ福祉を学ぶ機会を提供します。
- ●継続して福祉人材のやりがいづくりと福祉の 仕事に関する情報提供を積極的に行い、人材 確保のための支援を強化します。
- ●県と連携し、事業者に対して、職員が働きや すい職場づくりに向けた働き掛けや相談支援 体制を強化します。
- ●介護福祉士や生活支援員、保育士等、福祉人 材の就職支援や、再就職支援の検討を進めま す。
- ●福祉事業者等における人材育成への支援を行います。

- ・福祉の職場説明会 の開催
- ・臨時保育士・幼稚 園教諭登録制度の 実施
- 介護職員初任者研修等への助成



【小学校の総合学習の時間における福祉学習】

基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる

つながる仕組みを強化します

◆連携体制の構築

新たな福祉課題等に対応するための体制や仕組みを整備するとともに、地域や市全域で福祉のまちづくりを総合的に進めていくための体制を構築します。

また、地域の実情や困りごとを把握し、解決に向けて的確な情報提供や情報共有ができるよう、関係者間のネットワークを構築します。

さらに、交流や支え合い活動等に関わる団体の育成や活動を支援するとともに、福祉 以外の分野における事業者の地域福祉・社会貢献活動を促進します。

みんなで取り組むこと

主体	役割	主な取組
市民が取り組むこと	●近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。●関係者間の連携会議等に出席し、それぞれの取組の周知や福祉課題を共有します。●地域の福祉事業者等、事業者等に対して、地域交流会への参加を呼び掛けます。	・地域福祉懇談会、 見守りネットワー ク会議の開催
事業者等が取り組むこと	●地域の困りごとの解決に向けて、交流会等に参加し、情報の共有を行います。●福祉課題の解決に向けた関係者間の連携会議や、地域福祉の研修へ積極的に参加します。●社会貢献活動に取り組みます。	・まいばらまるごと 交流会(協議体) 等への参加・社会貢献活動の実 施

主体	役割	主な取組

福祉事業者等が 取り組むこと

- ●サービス提供を通じて、市民の暮らしの困り ごとなど、情報を把握します。
- ●医療機関や福祉事業者等による連携会議、地域福祉の研修等へ積極的に参画します。
- ●関係者間で共有すべき情報を、市や社会福祉 協議会等へ積極的に発信します。
- ●社会貢献活動に取り組みます。

- ・地域行事への参加
- 見守りネットワーク会議への参画
- ・福祉事業者等による会議等への参画

社会福祉

協議会が

取り組むこと

- ●地域福祉推進員(コミュニティソーシャルワーカー)が地域へ出向き、市民の困りごとを 把握します。
- ●様々な分野の関係者・団体等が交流し、情報 交換や連携できる場を設け、地域の支え合い 活動と社会貢献活動の連携を図ります。
- ●地域活動圏域において、活動者や専門機関のネットワークの場づくり、連絡調整に取り組みます。
- ●まいばら福祉のまちづくり計画の啓発、普及に取り組みます。
- ●事業者向けに社会貢献活動プログラムを企画 し、提案します。
- ●新たな課題の解決や生活支援に取り組む団体 の活動を支援します。
- ●支援を必要とする人が地域生活を継続できるよう、社会資源を把握し、市民や関係機関が活用できる情報の共有化を進めます。

- ・地域福祉懇談会への参加・呼び掛け
- ・地域カルテの作成、 共有
- 見守りネットワーク 会議への参加・調整
- ・まいばらまるごと 交流会(協議体) 等の開催
- 生活基盤構築事業の実施
- 福祉事業者協議会等の設置
- ・(仮称) 社会福祉法 人連絡協議会の設置
- ・地域活動圏ごとの 交流会議等の開催



【多様な活動者の交流機会(まいばらまるごと交流会)】

主体 役割 主な取

- ●高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的とした団体等の活動拠点を整備するとともに、 営利を目的としない事業者や団体の活動拠点 を確保するため、公共施設の活用を推進します。
- ●地域活動圏域において、関係者が情報を共有し、新たな課題解決に向けて、より一層連携して対応できるネットワーク構築に取り組みます。
- ●保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムを推進し、在宅医療連携拠点施設の維持に努めます。
- ●市役所組織内の連携を更に強化し、各種補助 事業等を活用しながら、制度の狭間に対応で きる連携体制の整備を図ります。
- ●まいばら福祉のまちづくり計画の啓発、普及、 進捗管理に取り組みます。
- ●事業者等に対し、地域福祉や社会貢献活動への関心を高める啓発を行います。
- ●障がいのある人等の農業分野での活躍を通じて社会参画を促す、農福連携の取組の推進に 努めます。

- ・医療・福祉連携懇 話会の開催
- ・地域ケア会議、地域ケア推進会議の 開催
- ・地域支え合いセンターの運営(再掲)
- 福祉事業者等や事業者等と地域との連携支援
- 社会福祉大会の実施
- ・米原市地域福祉計 画推進会議の開催



市が

取り組むこと

【米原市社会福祉大会】

第5章 計画の進め方

1 連携・協働による計画の推進

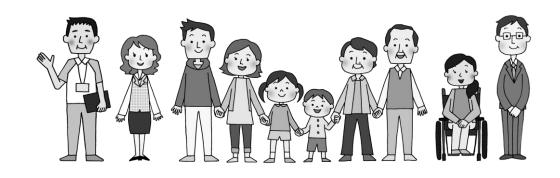
この計画は、市や社会福祉協議会だけでなく、市民や地域、事業者、福祉事業者等、みんなで連携・協働しながら進めていく計画です。そのため、みんなが本市の目指すべき福祉のまちづくりの考え方を理解し、各地域や現場において主体的に計画を推進していくことが重要です。

本計画では、取組の状況を客観的に把握できるよう、数値目標(目標達成指標)を設定しています。この数値目標(目標達成指標)により取組を評価し、みんなで課題の解決に向けて考え、創意工夫しながら、取組を改善していきます。

計画の進捗管理、評価、見直し等については、地域活動圏ごとの交流会議や市民・福祉事業者等による「米原市地域福祉推進会議」、市や社会福祉協議会による横断的な連携・推進体制等を中心に、みんなで福祉のまちづくりを進めていきます。

2 計画の広報・周知

福祉のまちづくりは、市民や地域、事業者等と共に推進していくものであり、一人でも多くの人に理解、協力を求めていく必要があります。市民や地域、事業者、福祉事業者等が地域におけるつながりや支え合い、地域福祉に対する理解を深め、本計画の取組を実践、継続していけるよう、広報誌やウェブサイトのほか、地域における交流会や、様々な地域活動や福祉活動などの機会を利用して計画内容の広報・周知に努めます。



3 目標達成指標一覧

基本目標 I 顔の見えるつながりを深める

目標指標	現状値(H29)	目標値(H35)
地域福祉懇談会の開催自治会数	72 自治会	90 自治会
ハートフル・フォーラムの実施率	79.4%	85%
地域の行事に参加している児童生徒の割合(小学校・中学校)	小 80.7%	小 89%
地域の行事に参加している元重主使の割占(万子仪・十子仪)	中 59.5%	中 67%
サロンを実施している自治会数	85 自治会	95 自治会
地域お茶の間創造事業を実施している団体数	24 団体	35 団体
子ども食堂を実施している団体数	7団体	12 団体

基本目標Ⅱ 暮らしを守る活動を広げる

目標指標	現状値(H29)	目標値(H35)
民生委員・児童委員の定員に対する充足率	100%	100%
成年後見制度利用促進基本計画の策定	未策定	策定
元気高齢者率	81.4%	83.0%
生活支援サービス・活動支援マッチング数 (企業を含む)	24 団体	44 団体
地域福祉センターの設置数	3か所 (H30)	4か所
避難支援プラン(個別計画)策定自治会数	33 自治会	107 自治会

基本目標皿 助け合い、支え合うひとを育む

目標指標	現状値(H29)	目標値(H35)
ボランティア登録者数	1,749人	2,000 人
ご近助活動スキルアップ講座の参加者数	121 人	200 人
ご近所元気にくらし隊員・元気にし隊員養成者数	89 人(H30)	110 人
認知症サポーター養成者数	6,377 人	8,000 人
介護職員初任者研修等受講者数	18 人(H30)	30 人

基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる

目標指標	現状値(H29)	目標値(H35)
まいばらまるごと交流会(協議体)への延べ参加団体・企業数	60 団体	85 団体
見守りネットワーク会議開催自治会数	51 自治会	72 自治会
(仮称) 社会福祉法人連絡協議会の設置	未設置	設置
地域活動圏ごとの交流会議等の開催回数	_	12 回

資料編

1 計画の策定経過

日 程	項目	主な内容
平成 28 年 11 月9日	第1回米原市地域福祉計画 推進会議	〇米原市地域福祉計画推進会議について 〇米原市地域福祉計画の中間評価について
平成 29 年 1月	「まいばら福祉のまちづくり計 画」の中間評価ワーキング	Oまいばら福祉のまちづくり計画の中間評価について
3月 17 日	第2回米原市地域福祉計画 推進会議	〇まいばら福祉のまちづくり計画中間評価および今後の 各主体の取組について
5月11日	第3回米原市地域福祉計画 推進会議	〇まいばら福祉のまちづくり計画中間評価について 〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」策定について
9月 14 日	第4回米原市地域福祉計画 推進会議	〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」策定について 〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」策定のための アンケート調査(案)について
11月3日~ 11月17日	「第2次まいばら福祉のまちづ くり計画」策定のためのアンケ ート調査	〇市民の福祉に対する考えや、地域活動への参加状況の実態把握、御意見・御提言を伺い、第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施
平成 30 年 2月 27 日	第5回米原市地域福祉計画 推進会議	〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」策定のための アンケート調査結果(案)について 〇ふくし座談会について
5月~6月	ふくし座談会の開催	〇地域住民や地域福祉に関わる団体・事業所の代表者から、福祉に関して日頃感じていることや困っていることなどを伺い、第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施
7月 25 日	第6回米原市地域福祉計画 推進会議	〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の骨子(案)に ついて
9月 28 日	第7回米原市地域福祉計画 推進会議	〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の計画素案に ついて
11月29日	第8回米原市地域福祉計画 推進会議	〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」の計画素案に ついて
12 月2日	米原市社会福祉大会	〇本市の地域福祉を取り巻く状況について、各団体の活動報告や意見交換を通じて市民と課題を共有するとと もに、本計画素案の中間報告を実施
平成 31 年 1月 10 日~ 2月 12 日	パブリックコメントの実施	〇本計画について、市民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施
3月1日	第9回米原市地域福祉計画 推進会議	〇パブリックコメントの結果について 〇第2次「まいばら福祉のまちづくり計画」について 〇計画概要版について

2 米原市地域福祉計画推進会議規則

平成 28 年 4 月 1 日 規則第 68 号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会長および副会長)

- 第2条 推進会議に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第3条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を 聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、健康福祉部くらし支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に 諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第3条第1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 米原市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区分	氏名	備考
4号委員	◎西秋 清志	お茶の間創造事業実施団体
1号委員	〇空閑 浩人	同志社大学社会学部教授
1号委員	中村 泰之	米原市地域包括医療福祉センター長
1号委員	阿藤誠介	湖北地域障害者就業・生活支援センター長
2号委員	永田 かおり	社会福祉法人ひだまり 理事長
2号委員	棚池直美	米原保育園長(社会福祉法人大樹会)
3号委員	森政一	公募委員
4号委員	三澤健治	自治会長(平成 29 年3月 31 日まで)
4号委員	髙木 正巳	自治会長(平成 29 年4月1日から)
4号委員	吉野 和雄	お茶の間創造事業実施団体
4号委員	樋口 善一郎	米原市民生委員児童委員
4号委員	伊藤 律子	米原市民生委員児童委員
4号委員	福永 ひろみ	米原市子ども会育成連合会専門理事
4号委員	振角大祐	特定非営利活動法人 わっか
4号委員	北森 宣子	公益社団法人米原市シルバー人材センター
4号委員	江川 進市	長浜米原しょうがい者自立支援協議会

※◎:会長、O:副会長

※1号委員:学識経験を有する者

2号委員:社会福祉を目的とする事業に従事する者

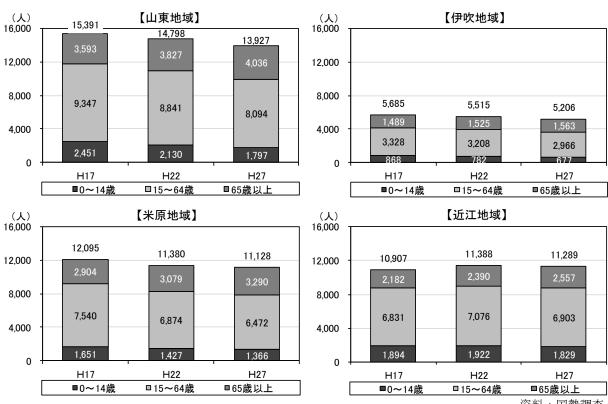
3号委員:公募による市民

4号委員:市長が特に必要と認める者

4 地域の姿

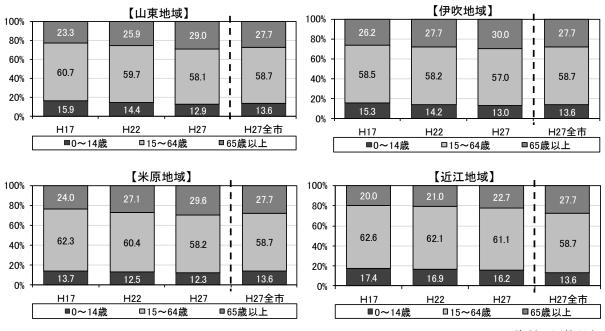
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口と年齢3区分別人口の推移



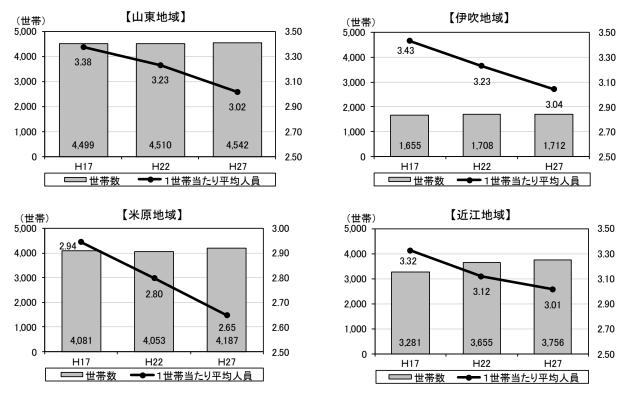
資料:国勢調査

② 年齢3区分別人口割合の推移



資料:国勢調査

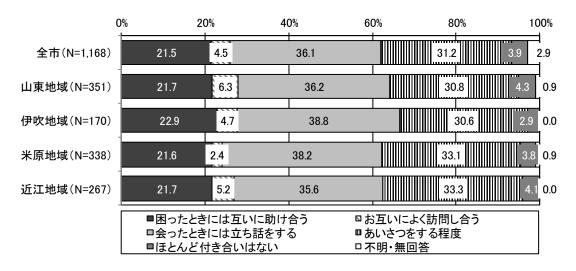
③ 世帯数および1世帯当たり平均人員の推移



資料:国勢調査

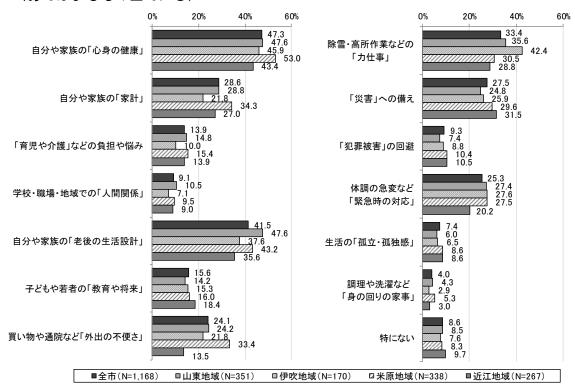
(2) 市民アンケート調査結果の概要

① あなたは、ご近所とのお付き合いをどの程度していますか。(1つにO)

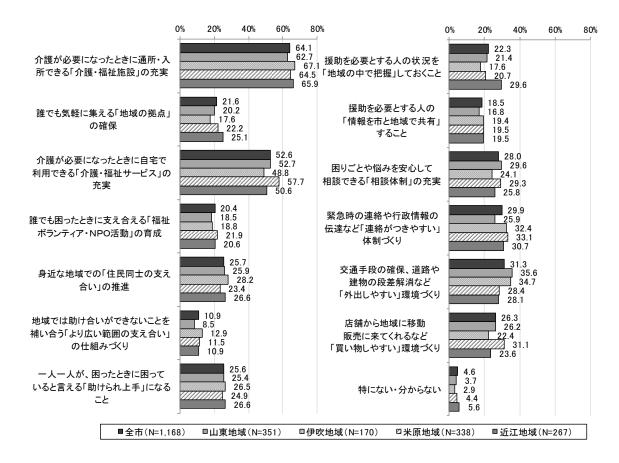


※回答結果は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100%にならない場合がある。

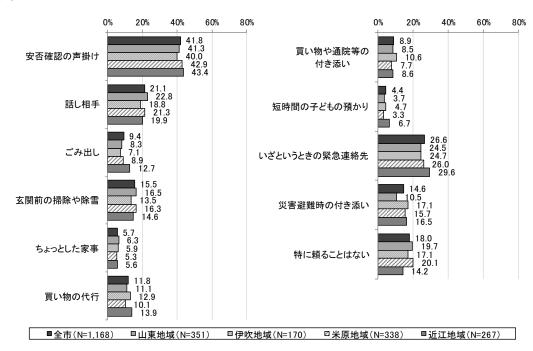
② あなたは、日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはありますか。 (あてはまるもの全てに〇)



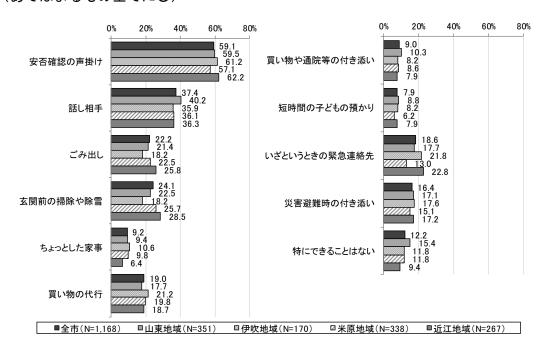
③ 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため、身近な地域で、今後特に必要と思うことはどんなことですか。(あてはまるもの全てに〇)



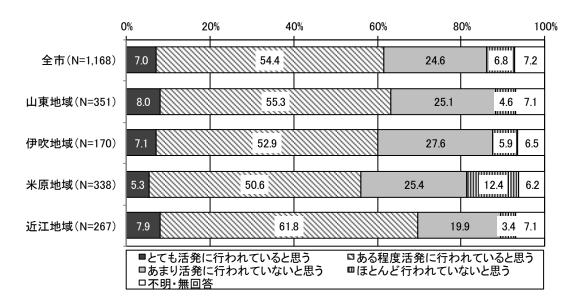
④ あなたが困ったとき、ご近所に頼りたいことは、どのようなことですか。 (あてはまるもの全てに〇)



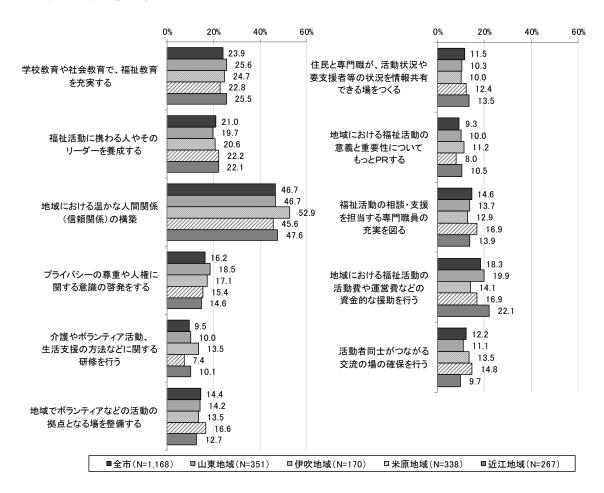
⑤ あなたは、ご近所に困っている人がいるとき、どのようなことができますか。 (あてはまるもの全てに〇)



⑥ あなたが住んでいる地域の住民自治活動は活発だと思いますか。(1つに〇)



⑦ 地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに〇)



(3) ふくし座談会からの主なご意見

【地域の福祉課題に対する改善の主なアイデア】

分類	山東地域	伊吹地域	米原地域	近江地域
高齢者 (外出支援、買い物難 民の発生、見守りの 拡充、要介護認定者 の増加、居場所や交 流、活躍の場の確保 等)	・宅配支援、買い物 代行、相乗り買い 物ツアーの実施 ・企業が地域を支援 する仕組みづくり ・介護サービス事業 所におけるシニサ 世代の就労の場の 確保	・宅配支援、買い物 代行、相乗り買い 物ツアーの実施 ・スクールバスを活 用した移動支援 ・金融機関による訪 問サービスの実施	・有償ボランティア による、制度等に 基づかない非公式 の援助活動の実施 ・近所での定期的な 見守り活動の実施 ・高齢者版子ども食 堂の実施	・宅配業者による見 守り活動の実施 ・田んぼ等でのつな がりづくり ・老人ホームと認定 こども園を合体
障がいのある人 (障がいのある人へ の住民の理解不足、 働く場所の確保、障 がいのある子どもの 将来の地域生活等)	・障がいに関する研修会の開催・障がいのある人と地域の交流	・障がいに関する勉強会の開催 ・地域で仕事(農作業等)をつくる	・障がいに関する勉 強会の開催	・障がいに関する勉強会の開催・障がいのある人とその家族が働ける場所の確保
子ども・子育て (子どもや親、地域と の交流機会の減少、 相談先の不足等)	・休耕田(畑)を活用した子どもの遊び場づくり・子どもが店員のお店の開設	・公民館や集会所を 遊び場として提供・子どもと地域が関 わるプログラムづ くり	・各学区に1つ、放 課後児童クラブ以 外に子どもが集え る場所の確保	・祖父母等による放 課後の見守り、子 育て支援
担い手、つながり、 自治会 (人材不足、集いの場 や交流機会の不足、 地域の情報が共有で きていない等)	・有償ボランティア の仕組みづくり ・子どもによる我が 町マップの作成	・小規模のおしゃべりの場づくり・子どもが地域活動に参加したくなる企画	・若い世代に地域の 情報を発信 ・子どもが地域活動 に参加したくなる 企画の検討	・高齢者の活躍の場づくり ・業務の細分化(役 員の負担軽減)
福祉活動 (家庭問題の複雑化・ 複合化、住民の福祉 への関心が薄い、福 祉拠点の不足等)	・常に人が集まる場所をつくる・福祉活動の拠点確保・横断的な相談窓口の設置	・住民の困りごとへの個別対応	・民生委員・児童委 員と自治会役員と の連携強化 ・避難行動要支援者 情報によるつなが りづくり	・身近な相談窓口や関係機関へのつなぎ
防災・防犯 (災害や支援体制へ の不安、福祉マップ の見直しの未実施 等)	・避難所の運営訓練 ・ひとり暮らし高齢 者への避難支援	・自治会等による避 難支援プラン(個 別計画)の作成	・要支援者を交えた 避難訓練の実施・防災アプリの活用 講習会の開催	・要支援者を交えた 避難訓練の実施 ・個人情報に配慮し た避難時のルール 作成
生活環境 (身近な商店や移動 手段の不足、雪対 策、空き家対策等)	・ごみ出し支援、移動販売の推進 ・除雪支援の体制整備 ・空き家を活用した福祉拠点づくり	・自治会による除雪 ボランティアの実施・空き家を活用した 地域の居場所づくり	・乗り合いタクシーやまいちゃん号を使った関い物ツアーの実施・カーシェアリングによる買い物支援・空き家を活用した地域の居場所づくり	・乗り合いタクシーやまいちゃん号を使った買い物ツアーの実施・除雪支援の体制整備、早期除雪・空き家を管理する組織の設立

5 用語解説

(ア)

●空き家バンク

市内の空き家・空地の所有者が情報を登録し、市内で住んでみたいという利用希望者に、空き家・空地の情報を提供する取組のこと。

●いきいき高齢者プランまいばら(介護保険事業計画・高齢者福祉計画)

介護保険法に基づく要介護(要支援)認定者等を対象とした介護保険事業計画と、老人福祉法に基づく全ての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する高齢者福祉計画を一体的にまとめた計画のこと。

●イノベーション

より良いものを生み出すための革新のこと。

●NPO (エヌピーオー)

Non-Profit Organization (非営利組織)の略で、医療、福祉、環境、災害復興、地域振興など様々な分野の市民運動やボランティア活動などを行う団体(組織)のこと。NPO 法人(特定非営利活動法人)は、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行う法人をいう。

【カ】

●キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。

●協議体

様々な分野の地域づくりの活動者が集まり、情報交換などを通じてつながりを深めたり、 参加者同士の得意分野を生かし、協力し合う関係やネットワークを広げていく協議の場・機 会のこと。地域づくりや支え合いの仕組みづくりができる範囲として、第1層(市全域)と 第2層(4地域)の協議体がある。

●協働

市民・企業・行政等の立場の異なる組織や人同士が対等な関係の下、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のこと。

●元気高齢者率

65 歳以上の高齢者における要支援・要介護認定を受けてない人の割合のこと。

●健康推進員

市民の健康保持および増進に寄与することを目的とし、地域における食や運動、健康づくりの推進リーダーとして活動する人のこと。

●権利擁護

自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な高齢者や障がいのある人等に代わって、 援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得など支援を行うこと。

●ご近所元気にくらし隊員

住民主体の介護予防の推進と高齢者支援の質を高めるため、介護予防と高齢者支援に関する知識や技術を習得したボランティアのこと。

●子ども食堂

子どもが一人でも立ち寄ることができ、地域の人と一緒に食事をつくり、大人数で食卓を 囲み、楽しみながら温かい食事をとれる場所のこと。

【サ】

●自主防災組織

「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

●児童発達支援センター

児童福祉法に基づく施設で、障がいのある児童が通所して、日常生活における基本的動作、 独立自活に必要な知識や技能、集団生活への適応のための訓練や支援を提供する施設で、福 祉型と医療型がある。

●社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

●スクールガード

学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、通学路などの周辺地域を見回るボランティアのこと。

●生活支援員

地域福祉権利擁護事業において、定期的または利用者からの希望があったときに利用者宅を訪問し、支援計画に沿った援助を行う者のこと。

●生活支援コーディネーター

市町村域または日常生活圏域において、住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みを構築する推進役のこと。

●成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産等を守り、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと(後見・保佐・補助の3類型に分類される)。裁判所の審判による「法定後見」(民法に基づく)と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」(民法特別法に基づく)がある。

●相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的に コーディネートする者のこと。

【タ】

●団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム時代(1947年から1949年までの3年間)に出生した世代を指す。

●地域お茶の間創造事業

子どもから高齢者まで、日頃から支援を必要とする人を見守り、支えるために、住民が主体となって身近な地域の居場所づくりを促進するとともに、介護予防に資する住民主体の通いの場を充実することを目的に実施している事業のこと。

●地域ケア会議

支援が必要な高齢者や障がいのある人などに対する支援の充実と、それを支える地域づく りとを同時に進めていくため、医療や介護等の多職種が協働して個別ケースのケアマネジメ ント支援を作成する実務者会議のこと。

●地域ケア推進会議

関係機関等が参加して、地域の課題を把握・共有し、地域づくり・資源開発に向けた政策 形成を行う会議のこと。

●地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等の相談指導や子育てサークル等の育成・支援、地域の保育 資源の情報提供などを行う施設で、市内に4か所設置している。

●地域支え合いセンター

地域の様々な主体(自治会、福祉団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、企業、シルバー人材センター等)との協働により、見守りネットワークの構築、生活支援ボランティア等の人材育成、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりと市内全域を対象エリアとする地域福祉の活動拠点となる施設のこと。

●地域担当職員制度

地域と市役所が地域の情報や課題を共有し、相互の理解と連携を深める取組として、市職 員が各自治会の担当として、地域課題と向き合い、課題の解決を市民と共に担う。また、地 域コミュニティの活性化に向けて、地域と市役所との橋渡し役も行う。

●地域福祉権利擁護事業

認知症や障がい等によって判断能力が十分でないために、サービスの選択や契約などを適切に行うことが困難な人達を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりを行う。

●地域福祉懇談会

自治会などの単位において、自分達が暮らす地域の問題や課題などについて話し合い、共 有し、解決に向けての取組の検討などを行うもの。

●地域福祉推進員(コミュニティソーシャルワーカー)

地域の課題やニーズの解決に向けて、地域の資源(情報・人・場所など)をつなぎ、また、 必要な資源を開発するなど、住民の地域福祉活動を支援する人材のこと。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。国は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年までに構築することを目指している。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成など様々な支援を行う機関のこと。

●地域密着型サービス事業運営推進会議

介護保険法に基づく「地域密着型サービス**事業」を行う事業所が、利用者や利用者の家族、 市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすること により、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすること で、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもの。

※地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活ができるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスをいう。介護保険法第8条第14項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および看護小規模多機能型居宅介護をいう。

●地縁組織

自治会等、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織のこと。

●中間的就労

生活困窮者など直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会の提供や就労訓練事業の場の提供などを支援すること。

●出前講座

市民等の団体が主催する集会等に職員が出向き、市民生活や生涯学習の推進に役立つ情報を説明し、市民の理解を深めるために実施する講座のこと。

【ナ】

●認知症サポーター

都道府県や市町村が行う認知症サポーター養成講座を受けた人をいう。地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源をつなげる窓口となる役割を期待されている。

●認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医と医療系職員、介護系職員などの複数の専門職が、認知症が疑われる人、 認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価 や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

●認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能(子育て相談や、親子の集いの場の提供など)を備える「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律」に基づく施設のこと。

[//]

●ハートフル・フォーラム

明るく住みよいまちの実現を目指し、人権問題に関する話し合いを通じて、参加者の人権 意識・人権感覚の向上を図ることを目的とした地区別懇談会のこと。参加者一人一人が差別 や人権問題への「気付き」を実感し、自分自身や社会全体との関わりについて考え、自分や 他者の人権を大切にした差別を許さない実践的態度を培うことをねらいとしている。

●パブリックコメント

公的機関等が命令・条例・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募る意見公募手続のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者のうち、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

●避難支援プラン(個別計画)

全体計画に基づき避難支援を要する一人一人について、誰が支援し、どの避難所等へ、どのような方法で避難させるかを自治会などがあらかじめ定めておく計画のこと。

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人(利用会員)と、援助に協力できる人(サポート会員)がそれぞれ会員登録し、必要なときに子育てを相互に支援することで、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するための有償ボランティアの仕組みのこと。

●福祉推進員

本市において、自治会単位で選任されている地域福祉に関する取組を進める役員。福祉推進員は、自ら活動の主体となるだけでなく、福祉推進組織(福祉会・福祉委員会など)の運営を行い、福祉理解を進める活動や、活動者との連絡調整、企画立案などを進める役割を担う。その上で、地域の実状に応じた活動をボランティアや住民の協力を得て進める者のこと。

●福祉推進組織

それぞれの地域における住民主体の福祉活動を推進する基礎となる組織であり、自治会長をはじめ自治会の役員や民生委員・児童委員、リーダー(福祉推進員等)、ボランティア、その他各種団体などが、地域の福祉課題を話し合い、福祉活動を企画運営する住民主体の組織のこと。自治会単位では福祉会・福祉委員会、学区等では地区社会福祉協議会などといった名称で呼ばれる。

●福祉マップ

避難行動要支援者宅等を地図上に落とし込んだもの。

●ボランティア

ボランティアの語源は、ラテン語の "volo (志願者)"、英語では、「志願兵」「義勇軍」などの意味があり、一人一人が自分の意志に基づき、人や社会に貢献すること。無償の貢献活動のほか、対価を伴う有償ボランティア活動も増えている。

●ボランティアセンター

ボランティアに関する人材の育成や市民活動団体等の活動に関する相談対応、活動の場の拠点となる施設のこと。

【マ】

●米原市健康増進計画

健康増進法に基づく健康増進計画で、市民の健康の保持増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにしたもの。本市では「健康まいばら 21」として策定されている。

●米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議

関係機関等が参加して、高齢者および障がいのある人への虐待の防止や養護者への支援、 連携協力体制の整備、虐待への対応を円滑に進めるために行う会議のこと。

●米原市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画で、質の高い幼児期の教育・ 保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画のこと。

●米原市子ども条例

次代を担う子どもの大切さを市民で共有し、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合う、元気と笑顔があふれるまち米原の実現を目指す条例のこと。

●米原市障がい者計画 米原市障がい福祉計画 米原市障がい児福祉計画

障がい者計画は、障害者基本法に基づく障がいのある人に関する施策全般にわたる基本的な計画、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の量の見込みと確保策を定める計画、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害児通所支援等の量の見込みと確保策を定める計画をいう。

●米原市総合計画

米原市自治基本条例の理念に基づき、市民と協働によるまちづくりを進めるための総合的な市政運営の指針のこと。

●米原市避難行動要支援者避難行動支援計画(全体計画)

米原市地域防災計画の避難行動要支援者対策について具体化した計画のこと。

●米原市防災アプリ

携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システムのことで、スマートフォンやタブレット端末に防災アプリをインストールすると、市からの災害情報や緊急情報のほか、市や自治会からのお知らせを音声と文字で受信することができるようになる。

●見守りネットワーク会議

見守り活動に関する連絡・連携会議として、自治会単位でテーブルを囲み、見守りが必要な世帯や気になる方について、気付いたこと等を話し合い、支援方法の共有を行う。市や社会福祉協議会をはじめ、自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進員、事業所、地域包括支援センター、福祉事業者等、地域の状況が分かる者等が必要に応じて参加し開催する会議のこと。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。住民の立場に立って 相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に努める。また、児童福祉法の児童委員を兼ね ている。

[ヤ]

●要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等に基づき認定する。介護の必要度(要介護度)は「要支援 $1\sim2$ 」「要介護 $1\sim5$ 」に分かれる。

【ラ】

●ルッチまちづくり大学

米原市のまちづくり市民大学で、「地域に根ざす。幸せになる。」をコンセプトに特色ある地域づくりや協働のまちづくりを進めるための地域の担い手を育てることを目的としている。

第2次まいばら福祉のまちづくり計画

第2次米原市地域福祉計画· 第3次米原市地域福祉活動計画

【発行年月】平成31年(2019年)3月

【発 行】米原市

〒521-0292 滋賀県米原市長岡 1206 番地 米原市健康福祉部くらし支援課 TEL 0749-55-8110/FAX 0749-55-8130

http://www.city.maibara.lg.jp/

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

〒521-0023 滋賀県米原市三吉 570 番地

TEL 0749-54-3105/FAX 0749-54-3115

http://www.maibara-shakyo.or.jp/

表紙の答え

①楽器を演奏している高齢者のギターの中 ②集まって話をしている人達の上 ③おじいさんが持っている旗 ④背中を向けて座っている女の人の椅子 ⑤ウォーキングをしている人の下

いつまでも健やかに自分らしく、心豊かに安心して暮らせるよう、みんながつながり、支え合うまちづくりが大事です。